

指 導 検 査 基 準 (指 定 居 宅 介 護)

○根拠法令

- 「支援法」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）
- 「支援法施行規則」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）
- 「厚労令5」＝障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚労令第5号）
- 「都条例155」＝東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）
- 「都規則175」＝東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）
- 「区規則86」＝練馬区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成18年3月31日練馬区規則第86号）
- 「平18厚労告523」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）
- 「平18厚労告538」＝指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）
- 「平18厚労告539」＝こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）
- 「平18厚労告543」＝こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第543号）
- 「平18厚労告546」＝こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）
- 「平18厚労告548」＝こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18年9月29日厚生労働省告示第548号）
- 「障発1206001通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
- 「障発1031001通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
第1 基本方針			
1 一般原則	(1) 指定居宅介護事業者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者または利用者である障害児の保護者の立場に立った指定居宅介護の提供に努めているか。 (2) 指定居宅介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。	都条例155 第3条第2項 都条例155 第3条第3項 令和8年4月30日付8福祉障施第299号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」（通知）	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
第2 人員に関する 基準	(3) 指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況および置かれている環境に応じて、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を、適切かつ効果的に行うものとなっている。	都条例155 第4条第1項	
1 従業者の員数	指定居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。 また、従業者は資格を有しているか。 * 常勤換算方法 (従業者の勤務延べ時間数) ÷ (事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数 (一週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする))	支援法第43条 第1項 都条例155 第5条 規則175 第3条第1項第1号	
2 サービス提供責任者	(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模(当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護および重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模をいう。)に応じて、1人以上の者をサービス提供責任者としているか。(この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて、常勤換算方法によることができる。) (2) (1)の事業の規模は、前3月の平均値としているか。(ただし、新規に指定居宅介護事業者の指定を受ける場合は、(1)の規模は推定数によるものとする。) (3) 資格を有しているか。 ア 介護福祉士 イ 社会福祉士および介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校または養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識および技能を修得するための研修(以下、「実務者研修」という。)を修了した者 ウ 介護職員基礎研修修了者 エ 居宅介護従業者養成研修(改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。)第2号に規定する1級課程)を修了した者(以下、「1級課程修了者」という。) オ 介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するもの	都条例155 第5条 規則175 第3条第1項第2号 都規則175 第3条第2項 障発1206001通知 第三1(2)②	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
3 管理者	<p>指定居宅介護事業者は、各指定居宅介護事業所において、専ら当該指定居宅介護事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>(ただし、指定居宅介護事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)</p> <p>他の職務との兼務は適切か。</p>	都条例155 第6条	
第3 設備に関する基準	<p>1 設備および備品等</p> <p>指定居宅介護事業所には、指定居宅介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定居宅介護の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。</p> <p>(1) 専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。</p> <p>(2) 利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備および備品等を確保しているか。 (特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。)</p>	<p>支援法第43条 第2項</p> <p>都条例155 第8条第1項 障発1206001通知 第三の2(1)～(4)</p>	
第4 運営に関する基準	<p>1 内容および手続の説明および同意</p> <p>(1) 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容</p> <p>ウ 当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定居宅介護の提供開始年月日</p> <p>オ 指定居宅介護に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。</p> <p>指定居宅介護事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>支援法第43条 第2項</p> <p>都条例155 第13条第1項</p> <p>都条例155 第13条第2項 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発1206001通知 第三(1)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
2 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者およびその事業所の名称、当該指定居宅介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定居宅介護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項（受給者証記載事項）を記載しているか。 また、当該契約に係る指定居宅介護の提供が終了した場合にはその年月日を、途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定居宅介護の量を記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定居宅介護事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p>	<p>都条例155 第14条第1項 障発1206001通知 第三3(2)①</p> <p>都条例155 第14条第2項</p> <p>都条例155 第14条第3項</p> <p>都条例155 第14条第4項</p>	
3 提供拒否の禁止	<p>指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んでいないか。 特に障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じられない場合</p> <p>(2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常事業の実施地域外である場合</p> <p>(3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合</p> <p>(4) 入院治療が必要な場合をいう。</p>	<p>都条例155 第15条</p> <p>障発1206001通知 第三の3(3)</p>	
4 連絡調整に対する協力	<p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。</p>	<p>都条例155 第16条 障発1206001通知 第三の3(4)</p>	
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定居宅介護を提供することが困難であると認める場合は、他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>都条例155 第17条</p>	
6 受給資格の確認	<p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無および有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>都条例155 第18条</p>	
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例155 第19条第1項</p> <p>都条例155 第19条第2項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
8 心身の状況等の把握	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例155 第20条	
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。 (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例155 第21条第1項 都条例155 第21条第2項	
10 身分を証する書類の携行	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の従業者に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 証書等に当該指定居宅介護事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。	都条例155 第22条 障発1206001通知 第三の3（8）	
11 サービスの提供の記録	(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、提供したサービスの具体的内容（例えば、身体介護と家事援助の別等）、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。 (2) 指定居宅介護事業者は、(1)の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定居宅介護の提供を受けたことについて確認を受けているか。	都条例155 第23条第1項 障発1206001通知 第三の3（9）① 都条例155 第23条第2項	
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当である場合に限られているか。 13の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。) ※ 指定居宅介護事業者は、利用者の便益を直接向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。 ア 指定居宅介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 イ 利用者等に求める金額、その用途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。	都条例155 第24条第1項 障発1206001通知 第三の3（10） 都条例155 第24条第2項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行う指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額として、支援法29条第3項第2号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額）の支払を受けているか。</p> <p>また、支援法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額を利用者負担額としているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、(1)および(2)において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 指定居宅介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定居宅介護事業者は、(3)の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155 第25条第1項 障発1206001通知 第三の3(11)①</p> <p>都条例155 第25条第2項</p> <p>都条例155 第25条第3項</p> <p>都条例155 第25条第4項</p> <p>都条例155 第25条第5項</p>	
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護および他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護および他の指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項（支援法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費または訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例155 第26条</p>	
15 介護給付費等の額に係る通知等	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により区市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は当該指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し、交付しているか。</p>	<p>都条例155 第27条第1項</p> <p>都条例155 第27条第2項</p>	
16 指定居宅介護の基本取扱方針	<p>(1) 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p>	<p>都条例155 第28条第1項</p>	

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	備 考
17 指定居宅介護の具体的取扱方針	<p>(2) 指定居宅介護事業者は、提供された指定居宅介護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、居宅介護計画の見直しを行うなど、その改善を図っているか。 ※福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。</p> <p>指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は次に掲げるところとなっているか。</p> <p>(1) 指定居宅介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、指定居宅介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>(4) 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定居宅介護の提供を行っているか。</p> <p>(5) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談および助言を行っているか。</p>	<p>社会福祉法第78条 都条例155 第28条第2項 障発1206001通知 第三の3（14） 平成24年9月7日24福保第638号「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）の改正について」</p> <p>都条例155 第29条第1号</p> <p>都条例155 第29条第1号</p> <p>都条例155 第29条第2号</p> <p>都条例155 第29条第3号</p> <p>都条例155 第29条第4号</p>	
18 居宅介護計画の作成	<p>(1) サービス提供責任者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況および希望等を踏まえて、具体的な指定居宅介護の内容等を記載した居宅介護計画を作成しているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定居宅介護事業所以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービス等との連携も含め、居宅介護計画の原案を作成し、居宅介護計画に基づく支援を実施しているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、居宅介護計画の目標や内容等について、利用者およびその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p>	<p>都条例155 第10条第2項</p> <p>障発1206001通知 第三の3（16）</p> <p>障発1206001通知 第三の3（16）①</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
	<p>(4) 居宅介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。</p> <p>(5) サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者およびその同居の家族ならびに当該利用者または障害児の保護者に対して指定計画相談支援または指定障害児相談支援を行う者に当該居宅介護計画を遅滞なく交付しているか。</p> <p>(6) サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行っているか。 また、サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが居宅介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。</p> <p>(7) 居宅介護計画に変更のあった場合、(1)から(5)に準じて取扱っているか。</p> <p>(8) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるように努めているか。</p>	<p>障発1206001通知 第三の3(16)②</p> <p>都条例155 第10条第3項 障発1206001通知 第三の3(16)③</p> <p>都条例155 第10条第4項 障発1206001通知 第三の3(16)④</p> <p>都条例155 第10条第4項</p> <p>都条例155 第10条第5項</p>	
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合、当該利用者に対する指定居宅介護の提供をさせてはならないか。	都条例155 第31条	
20 緊急時等の対応	指定居宅介護事業所の従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	都条例155 第32条 障発1206001通知 第三の3(17)	
21 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	都条例155 第33条	
22 管理者およびサービス提供責任者の責務	<p>(1) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者および業務の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者に、都条例155（指定障害福祉サービス条例）第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、18に規定する業務のほか指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の指定居宅介護の管理等を行っているか。</p>	<p>都条例155 第9条第1項</p> <p>都条例155 第9条第2項</p> <p>都条例155 第10条第1項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
23 運営規程	<p>指定居宅介護事業者は、18に規定する業務のほか、各指定居宅介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針 (2) 従業者の職種、員数および職務の内容 (3) 営業日および営業時間 (4) 指定居宅介護の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他事業の運営に関する重要事項</p>	都条例155 第11条	
24 介護等の総合的な提供	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護または調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがないか。	都条例155 第30条	
25 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、各指定居宅介護事業所において、当該指定居宅介護事業所の従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、各指定居宅介護事業所において、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しているか。 指定居宅介護事業所の従業者は雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定居宅介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものまたは性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例155 第12条第1項 障発1206001通知 第三の3(22)①</p> <p>都条例155 第12条第2項 障発1206001通知 第三の3(22)②</p> <p>都条例155 第12条第3項 障発1206001通知 第三の3(22)③</p> <p>都条例155 第12条第4項 障発1206001通知 第三の3(22)④</p>	
26 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行っているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例155 第12条の2第1項 障発1206001通知 第三の3(23)①②</p> <p>都条例155 第12条の2第2項 障発1206001通知 第三の3(23)③④</p> <p>都条例155 第12条の2第3項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
27 衛生管理等	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の従業員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所における感染症の発生またはまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 感染症の予防およびまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業員に十分に周知すること。 イ 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 従業員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施すること。 また、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	<p>都条例155 第34条第1項</p> <p>都条例155 第34条第2項 障発1206001通知 第三の3 (24) ①</p> <p>都条例155 第34条第3項 規則175 第4条の2 障発1206001通知 第三の3 (24) ②</p>	
28 掲示	<p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等（備え付けによる閲覧も可）しているか。</p>	<p>都条例155 第35条</p>	
29 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業員に十分に周知すること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>都条例155 第35条の2第1項</p> <p>都条例155 第35条の2第2項</p> <p>都条例155 第35条の2第3項 規則175第4条の3</p>	
30 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定居宅介護事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、管理者および従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155 第36条第1項</p> <p>都条例155 第36条第2項</p> <p>都条例155 第36条第3項</p>	
31 情報の提供等	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p>	<p>都条例155 第37条第1項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
32 利益供与等の禁止	<p>(2) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p> <p>(1) 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例155 第37条第2項</p> <p>都条例155 第38条第1項</p>	
33 苦情解決	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定居宅介護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、支援法第48条第1項の規定により都道府県知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定居宅介護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事または区市町村長が行う調査に協力し、都道府県知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定居宅介護事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第85条の規定による運営適正化委員会が行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>都条例155 第39条第1項</p> <p>都条例155 第39条第2項</p> <p>都条例155 第39条第3項</p> <p>都条例155 第39条第4項</p> <p>都条例155 第39条第5項</p> <p>都条例155 第39条第3～5項</p> <p>都条例155 第39条第6項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
34 事故発生時の対応	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疫病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（誤与薬後、利用者の様子に変化がある場合は要報告） オ 無断外出 カ 感染症の集団感染 キ 送迎中の事故および送迎車両の車内への利用者の置き去り事故 ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件、金銭横領等） ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故等、個人情報の流出等） サ 区市町村に虐待通報をした案件（通報した内容等） シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>都条例155 第40条第1項 障発1206001通知 第三の3（30） 令和8年4月30日付8福祉障施第298号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」（通知）</p> <p>都条例155 第40条第2項</p>	
35 虐待等の禁止	<p>指定居宅介護事業者は、虐待の発生および再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする また、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 当該指定居宅介護事業所においては、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ウ 上記アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例155 第40条の2 規則175第4条の4 令和8年4月30日付8福祉障施第299号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」（通知）</p>	
36 会計の区分	<p>指定居宅介護事業者は、各指定居宅介護事業所において経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>都条例155 第41条</p>	
37 記録の整備	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しているか。 ア 11に規定する指定居宅介護の提供に係る記録 イ 18に規定する居宅介護計画 ウ 29に規定する身体的拘束等の記録 エ 33に規定する苦情の内容等に係る記録 オ 34に規定する事故の譲許および事故に際して採った処置についての記録 カ 21に規定する区市町村への通知に係る記録</p>	<p>都条例155 第42条第1項</p> <p>都条例155 第42条第2項 障発1206001通知 第三の3（33）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
38 その他	(1) 送迎バス等一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所）ごとに、安全運転管理者の選定等を行っているか。	道路交通法第74条の3 道路交通法施行規則 第9条の9, 10	
第5 共生型障害福祉サービスに関する基準 1 居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準	(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者数を指定訪問介護の利用者の数と共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上となっているか。 (2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護居宅事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。 ※ 基本方針、従業者の配置の基準および運営に関する基準については、都条例第4条（第3項および第4項を除く）第5条および第6条ならびに第2章第4節（第43条を除く）、規則第3条第1項第2号および第2項を準用する。	支援法第41条の2 都条例155 第43条の2 規則175 第4条の5第1号 都条例155 第43条の2 規則175 第4条の5第2号 都条例155 第43条の4 規則175 第4条の7	
第6 基準該当居宅介護に関する基準			
1 従業者の員数	基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、3人以上となっているか。（離島その他の地域であつてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものにあつては置くべき従業員の員数は、1人以上。） また、従業者は資格を有しているか。	都条例155第44条 都規則175第5条 平18厚労告538	
2 サービス提供責任者	(1) 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としているか。 (2) 資格を有しているか。 ア 介護福祉士 イ 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の指定を受けた学校または養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識および技能を修得するための研修（以下、「実務者研修」という。）を修了した者 ウ 介護職員基礎研修修了者 エ 居宅介護従業者養成研修（改正前の基準該当居宅介護等の提供に当たる者として平18厚労告第538号第2号に規定する1級課程）を修了した者（以下、「1級課程修了者」という。） オ 介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当する者	都条例155第44条 都規則175第5条 平18厚労告538	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
3 管理者	<p>基準該当居宅介護事業者は、各基準該当居宅介護事業所において、専ら当該基準該当居宅介護事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。（ただし、基準該当居宅介護事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。） 他の職務との兼務は適切か。</p>	都条例155第45条	
4 設備および備品等	<p>基準該当居宅介護事業所には、基準該当居宅介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、基準該当居宅介護の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。（第3の1参照）</p>	都条例155第46条	
5 同居家族に対するサービス提供の禁止	<p>基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所の従業者に利用者が当該従業者の同居の家族である場合、当該利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせてはならないか。ただし、次のいずれにも該当する場合を除く。 ア 利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込み量を確保することが困難であると区市町村が認めるものに住所を有する場合 イ サービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合 ウ 当該基準該当居宅介護を提供する従業者の従事する時間の合計が、当該従業者の従事する時間のおおむね二分の一を超えない場合</p>	都条例155第47条第1項	
6 運営に関する基準	<p>基本方針および運営に関する基準については、都条例第4条第1項および第四節（第25条第1項、第26条、第27条第1項、第30条、第31条、第35条の2および第43条を除く）を準用する。</p>	都条例155第48条	
第7 届出等			
1 変更の届出	<p>指定居宅介護事業者は、支援法施行規則第34条の23第1項第1号に掲げる事項（支援法施行規則第34条の7第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号から第7号までに掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 ※ 指定居宅介護事業者が変更の届出を要する事項 1 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称および所在地 2 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 3 申請者の登記事項証明書または条例等 4 事業所の平面図 5 事業所の管理者およびサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所および経歴 6 運営規程 7 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項</p>	支援法第46条第1項 支援法施行規則第34条の23第1項第1号 支援法施行規則第34条の7第1項	

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	備 考
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所および施設の数が1以上20未満の指定事業者等 (ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所および施設の数が20以上100未満の指定事業者等 (ア) 法令遵守責任者を選任しているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等 (ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、都知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。（指定事業所もしくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。） また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所および施設の数20以上の指定事業者等に限り。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等に限り。） また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>支援法第42条第3項 支援法第51条の2第1項 支援法規則第34条の27</p> <p>支援法第51条の2第2項 支援法規則第34条の28</p>	
第8 介護給付費の算定および取扱い		支援法第29条第3項	
1 基本事項	<p>(1) 指定居宅介護に要する費用の額は、平18厚労告523の別表「介護給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平18厚労告539に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定居宅介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523の一 平18厚労告539</p> <p>平18厚労告523の二</p>	
2 居宅介護サービス費	<p>(1) 居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われているか。 なお、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載しているか。 また、当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致していない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行っているか。</p> <p>(2) 居宅における身体介護が中心である場合、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合および通院等のための乗車または降車の介助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者に対して、指定居宅介護事業所の従業者が指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>障発1031001通知 第二の2(1)①</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注1</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
	<p>(3) 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、次に掲げるアおよびイのいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア 区分2以上に該当していること。</p> <p>イ 平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る区市町村審査会による審査および判定の基準等に関する省令」の別表第一における次の（ア）から（オ）までに掲げる項目のいずれかについて、それぞれ（ア）から（オ）までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。</p> <p>（ア）歩行「全面的な支援が必要」</p> <p>（イ）移乗「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」</p> <p>（ウ）移動「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」</p> <p>（エ）排尿「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」</p> <p>（オ）排便「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」</p> <p>(4) 家事援助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者または家族もしくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者または当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 居宅介護従業者が、指定居宅介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(6) 居宅における身体介護が中心である場合については、平18厚労告548の一に定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、次のアまたはイに掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、算定しているか。</p> <p>ア 平18厚労告548の二に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 所定単位数の100分の70に相当する単位数</p> <p>イ 平18厚労告548の四に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護を行った場合 次の（ア）または（イ）に掲げる所要時間に応じ、それぞれ（ア）または（イ）に掲げる単位数</p> <p>（ア）所要時間3時間未満の場合 平18厚労告523の別表「介護給付費等単位数表」第2の1に規定する所定単位数</p> <p>（イ）所要時間3時間以上の場合 638単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数</p>	<p>平18厚労告523 別表第1の1の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注3</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注4</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注5 平18厚労告548の一</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注5(1) 平18厚労告548の二</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注5(2) 平18厚労告548の四</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
	<p>(7) 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、平18厚労告548の一に定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、次のアまたはイに掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれアまたはイに掲げる単位数を算定しているか。 ア 平18厚労告548の三に定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合 所定単位数の100分の70に相当する単位数 イ 平18厚労告548の四に定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の（ア）または（イ）に掲げる所要時間に応じ、それぞれ（ア）または（イ）に掲げる単位数 （ア）所要時間3時間未満の場合 平18厚労告523の別表「介護給付費等単位数表」第2の1に規定する所定単位数 （イ）所要時間3時間以上の場合 638単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数</p> <p>(8) 家事援助が中心である場合については、平18厚労告548の四の二に定める者が、家事援助が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、平18厚労告548の五に定める者が家事援助が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定するものとしているか。</p> <p>(9) 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合については、平18厚労告548の四の二に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、平18厚労告548の六に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定するものとしているか。</p> <p>(10) 通院等のための乗車または降車の介助が中心である場合については、平18厚労告548の一に定める者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車または降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助または通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定しているか。 ただし、平18厚労告548の六に定める者が、通院等のための乗車または降車の介助が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定するものとしているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第1の1の注6 平18厚労告548の一</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注6(1) 平18厚労告548の三</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注6(2) 平18厚労告548の四</p> <p>障発1031001通知 第二の2(1)⑨(二)ウ</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注7 平18厚労告548の四の二および五</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注8 平18厚労告548の四の二および六</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注9 平18厚労告548の一および六</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
3 2人の居宅介護従業者により行った場合	<p>(11) 指定居宅介護事業所等の所在する建物と同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物もしくは指定居宅介護事業所等と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。）または指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>平18厚労告546に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護を行った場合に、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護等につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>※要件</p> <p>(1) 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合</p> <p>(2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合</p> <p>(3) その他障害者等の状況等から判断して、(1)または(2)に準ずると認められる場合</p>	<p>平18厚労告523 別表第1の1の注9の2 障発1031001通知 第二の2(1)⑩</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注10 障発1031001通知 第二の2(1)⑫(一)</p> <p>平18厚労告546の一</p>	
4 夜間または早朝および深夜加算	<p>夜間（午後6時から午後10時まで）または早朝（午前6時から午前8時まで）に指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時まで）に指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第1の1の注11 障発1031001通知 第二の2(1)⑬</p>	
5 特定事業所加算	<p>別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準ならびに厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合にあつては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定できない。</p> <p>(1) 特定事業所加算(Ⅰ) 所定単位数の100分の20に相当する単位数</p> <p>(2) 特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p> <p>(3) 特定事業所加算(Ⅲ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p> <p>(4) 特定事業所加算(Ⅳ) 所定単位数の100分の5に相当する単位数</p>	<p>平18厚労告523 別表第1の1の注12</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
	<p>※ 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準ならびにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 特定事業所加算（I）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>（ア）当該指定居宅介護事業所の全てのサービス従業者（登録型の居宅介護従業者を含む。）に対し、「居宅介護従業者ごとに研修計画」または「サービス提供責任者ごとに研修計画」を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施または実施を予定している</p> <p>また、当該事業所における居宅介護従業者の質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、居宅介護従業者またはサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。</p> <p>（イ）次に掲げる基準に従い、指定居宅介護が行われていること。</p> <p>（一）利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達または当該指定居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的（概ね1月に1回以上）に開催すること。</p> <p>当該会議は、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる居宅介護従業者の全てが参加するものでなければならない。</p> <p>また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとに行くつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。なお、利用者に対して、原則として24時間365日のサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が居宅介護従業者一人ひとりと個別に、または数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。</p> <p>当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、厚生労働省「福祉分野における個人情報に関するガイドライン」等に対応していること。</p> <p>（二）指定居宅介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。</p> <p>「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のADLや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 	<p>平18厚労告543の一のイ(1) 障発1031001通知 第二の2(1) ⑭ (一)ア</p> <p>平18厚労告543の一のイ(2)(一) 障発1031001通知 第二の2(1) ⑭ (一)イ</p> <p>平18厚労告543の一のイ(2)(二) 障発1031001通知 第二の2(1) ⑭ (一)ウ</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
	<p>「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の居宅介護事業者が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示およびサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。</p> <p>サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示およびサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、居宅介護従業者の間で引き継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を確保すること。</p> <p>「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAXまたはメール等によることも可能である。</p> <p>また、利用者に対して、原則として24時間365日サービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。</p> <p>なお、居宅介護従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。</p> <p>(ウ) 当該指定居宅介護事業所の全ての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。 健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない居宅介護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定する場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもってたりるものとする。</p> <p>(エ) 第4の23の(6)に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先および対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。</p> <p>(オ) 当該指定居宅介護事業所の新規に採用した全ての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。 「熟練した居宅介護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者またはサービス提供責任者と同等と認められる居宅介護従業者（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある居宅介護従業者）が、新規に採用した居宅介護従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p>	<p>平18厚労告543の一のイ(3) 障発1031001通知 第二の2(1)⑭(一)エ</p> <p>平18厚労告543の一のイ(4) 障発1031001通知 第二の2(1)⑭(一)オ</p> <p>平18厚労告543の一のイ(5) 障発1031001通知 第二の2(1)⑭(一)カ</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
	<p>(カ)「居宅介護従業者要件」 当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士、同行援護従事者養成研修修了者及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害者学科修了者等の占める割合が100分の30以上もしくは居宅介護従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者および1級課程修了者占める割合が100分の50以上または前年度もしくは算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上または従業者のうち、盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者の割合が100分の20以上であること。 なお、介護福祉士または介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得しているまたは研修の課程を修了している者とし、割合については、前年度(4月～2月)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。 また、「常勤の居宅介護従業者」とは、事業所で定めた勤務時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)の全てを勤務している居宅介護従業者をいい、サービス提供時間に含まれる全ての常勤の居宅介護従業者が対象となる。</p> <p>(キ)「サービス提供責任者要件」 当該指定居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、国立リハビリテーションセンター学院視覚障害者学科修了者等または5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者であること。 「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得または研修修了前の従事期間も含めるものとする。</p> <p>(ク) 第2の2の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置していること。</p> <p>(ケ)「重度障害者対応要件」 前年度または算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護の利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者ならびに重症心身障害児および医療的ケア児の占める割合が100分の30以上であること。 なお、算定においては、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いるものとする。 また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者および重度障害児の人数を算入できる事業所は、社会福祉士および介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業またはその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。</p> <p>イ 特定事業所加算(Ⅱ) 居宅介護事業所においては、アの(ア)から(オ)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(カ)または(キ)および(ク)のいずれかに適合すること。</p> <p>ウ 特定事業所加算(Ⅲ) 居宅介護事業所においては、アの(ア)から(オ)までおよび(ケ)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>平18厚労告543の一のイ(6) 障発1031001通知第二の2(1)⑭(二)ア</p> <p>平18厚労告543の一のイ(7) 障発1031001通知第二の2(1)⑭(二)イ</p> <p>平18厚労告543の一のイ(8) 障発1031001通知第二の2(1)⑭(二)イ</p> <p>平18厚労告543の一のイ(9) 障発1031001通知第二の2(1)⑭(三)</p> <p>平18厚労告543の一のロ</p> <p>平18厚労告543の一のハ</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
	<p>エ 特定事業所加算 (IV) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) アの (イ) から (オ) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(イ) 指定居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修 (外部における研修を含む。) を実施または実施を予定していること。</p> <p>(ウ) 指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定居宅介護事業所であって、同項の規定により配置されることとなっているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を配置していること。</p> <p>(エ) 前年度または算定日が属する月の前3か月における利用者 (障害児を除く。) の総数のうち障害支援区分4以上である者および喀痰吸引等を必要とする者ならびに重症心身障害児および医療的ケア児の占める割合が100分の50以上であること。</p>	<p>平18厚労告543の一のニ</p> <p>平18厚労告543の一のニ(1)</p> <p>平18厚労告543の一のニ(2)</p> <p>平18厚労告543の1のニ(3)</p> <p>平18厚労告543の一のニ(4)</p>	
6 特別地域加算	<p>別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域 (平成21年厚生労働省告示第176号「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」) に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が指定居宅介護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第1の1の注13</p> <p>障発1031001通知 第二の2 (1) ⑮</p>	
7 緊急時対応加算	<p>利用者またはその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>なお、「緊急に行った場合」とは、居宅介護計画に位置づけられていない居宅介護 (身体介護が中心である場合および通院等介助 (身体介護を伴う場合) が中心である場合に限る。) を、利用者またはその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものとする。</p> <p>また、区市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置して都知事に届け出た指定居宅介護事業所の場合、1回につき定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</p>	<p>平18厚労告523 別表第1の1の注14 障発1031001通知 第二の2 (1) ⑯</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注15</p>	
8 情報公表未報告減算	<p>利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上未報告となっている場合、所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第1の1の注16</p>	
9 業務継続計画未策定減算	<p>感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の徹底を求める観点から、感染症または非常災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第1の1の注17</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
10 身体拘束廃止未実施減算	やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合および身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第1の1の注18	
11 虐待防止措置未実施減算	障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業者等に対して、基本報酬を所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第1の1の注19	
12 備考	利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間または指定通所支援もしくは指定入所支援を受けている間に、居宅介護サービス費を、算定していないか。	平18厚労告523 別表第1の1の注20	
13 初回加算	指定居宅介護事業所において、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回の指定居宅介護を行った日の属する月に指定居宅介護を行った場合または当該指定居宅介護事業所等のその他の居宅介護従業者が初回もしくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 当該加算について、利用者が過去2月に、当該指定居宅介護事業所等から指定居宅介護等の提供を受けていない場合に算定しているか。また、サービス提供責任者が、居宅介護に同行した場合について、第4の11に基づき、同行訪問した旨を記録しているか。	平18厚労告523 別表第1の2の注 障発1031001通知 第二の2 (1) ⑰	
14 利用者負担上限管理加算	指定居宅介護事業者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第1の3の注 障発1031001通知 第二の2 (1) ⑱	
15 喀痰吸引等支援体制加算	指定居宅介護事業所等において、社会福祉士および介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 5 (1) の特定事業所加算 (I) を算定している場合に、算定していないか。	平18厚労告523 別表第1の4の注 社会福祉士および介護福祉士法第2条第2項	
16 福祉専門職員等連携加算	利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師その他の国家資格を有する者(以下「社会福祉士等」という。)に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護を行った場合に、初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として1回につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第1の4の2注	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
17 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>「利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合」とは、サービス提供責任者が当該利用者に関わった社会福祉士等との連携に基づき、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、居宅介護事業者が当該行為を可能な限り、より適切に行うことができるよう、利用者が有する能力、現在の状況、その改善および維持の可能性の評価等(以下「アセスメント」という。)を勘案した上で居宅介護従業者が提供する指定居宅介護等の内容を定めた居宅介護計画を作成した場合をいう。</p> <p>社会福祉士等は利用者の同意を得た上で、居宅介護計画が利用者の障害特性および、社会福祉士等が既に把握している利用者個人の状態や状況に応じたより適切な計画になるように、サービス提供責任者に対して詳細な情報提供を行うこと。 また社会福祉士等は「アセスメント」および当該利用者の特性に関する情報を踏まえて、サービス提供責任者に具体的な助言を行い、居宅介護計画の作成に協力すること。 本加算は、社会福祉士等が居宅介護事業所のサービス提供責任者と同時帯に訪問する初回の日から起算して90日以内で上限3回まで、当該居宅介護計画に基づき支援した回数に応じて所定単位数を加算する。 指定居宅介護事業所等からサービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等への支払は、個々の契約に基づくものとする。</p> <p>別に定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または区市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し指定居宅介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ア 第8の2から16までにより算定した単位数の1000分の446に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ 第8の2から16までにより算定した単位数の1000分の456に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ア 第8の2から16までにより算定した単位数の1000分の431に相当する単位数</p> <p>(4) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ 第8の2から16までにより算定した単位数の1000分の441に相当する単位数</p> <p>(5) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 第8の2から16までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数</p> <p>※ 別に定める基準の内容は次のとおりである。 ア 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (ア) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 当該指定居宅介護事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給または決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 (二) 当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士または保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験および技能を有する障害福祉人材と認められる者のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りではないこと。</p>	<p>障発1031001通知第二の2(1)⑱</p> <p>平18厚労告523別表第1の5の注</p> <p>平18厚労告543の二障発1031001通知第二の2(1)⑳</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
	<p>(イ) 当該指定居宅介護事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(オ) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(カ) 当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(キ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 福祉・介護職員の任用の際における職責または職務内等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (五) 福祉・介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期的昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ク) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)および当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ケ) (ク)の処遇改善等の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>(コ) 居宅介護サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを届け出ていること。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの(ア)から(ケ)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) アの(ア)の(一)および(イ)から(ク)までに掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>エ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) アの(ア)の(一)、(イ)から(カ)まで、(キ)の(一)から(四)までおよび(ク)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		

指 導 検 査 基 準 (指 定 重 度 訪 問 介 護)

○根拠法令

- 「支援法」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）
- 「支援法施行規則」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号）
- 「厚労令5」＝障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26 年厚労令第5 号）
- 「都条例155」＝東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）
- 「都規則175」＝東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）
- 「区規則86」＝練馬区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成18年3月31日練馬区規則第86号）
- 「平18厚労告523」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）
- 「平18厚労告538」＝指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）
- 「平18 厚労告539」＝こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18 年厚生労働省告示第539 号）
- 「平18 厚労告543」＝こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18 年日厚生労働省告示第543号）
- 「平18 厚労告546」＝こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件（平成18 年厚生労働省告示第546 号）
- 「平18 厚労告548」＝こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者（平成18 年日厚生労働省告示第543号）
- 「障発1206001通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
- 「障発1031001通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第1 基本方針	(1) 指定重度訪問介護事業者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者または利用者である障害児の保護者の立場に立った指定重度訪問介護の提供に努めているか。 (2) 指定重度訪問介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。	都条例155 第3条第2項 都条例155 第3条第3項 令和8年4月30日付8福 祉障施第299号「施 設・事業所における 虐待防止体制の整備 の徹底について」（通 知）	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
第2 人員に関する基準	(3) 指定重度訪問介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況および置かれている環境に応じて、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事、外出時における移動中の介護ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	都条例155 第4条第2項	
1 従業者の員数	指定重度訪問介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で2.5以上となっているか。 また、従業者は資格を有しているか。 *常勤換算方法 (従業者の勤務延べ時間数) ÷ (事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数 (一週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする))	支援法第43条 第1項 都条例155 第7条 準用(第5条) 都規則175 第4条 準用(第3条第1項第1号)	
2 サービス提供責任者	(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定重度訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模(当該指定重度訪問介護事業者が居宅介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定重度訪問介護の事業と居宅介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護および重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模)に応じて、1人以上の者をサービス提供責任者としているか。(この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて、常勤換算方法によることができる。) (2) (1)の事業の規模は、前3月の平均値としているか。 (ただし、新規に指定重度訪問介護事業者の指定を受ける場合は、(1)の規模は推定数によるものとする。) (3) 資格を有しているか。(アからカまでのいずれかに該当する従業者または当該従業者を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると認められる場合には、従業者のうち相当の知識と経験を有する者から選任しているか。) ア 介護福祉士 イ 社会福祉士および介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校または養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識および技能を修得するための研修(以下、「実務者研修」という。)を修了した者(以下、「実務研修修了者」という。) ウ 介護職員基礎研修修了者 エ 居宅介護従業者養成研修(改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。))第2号に規定する1級課程)を修了した者 オ 居宅介護職員初任者研修(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。))第3号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修)の課程を修了したものであって3年以上介護等の業務に従事した者 カ 介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するもの	都条例155 第7条 準用(第5条) 都規則175 第4条 準用(第3条第1項第2号) 都規則175 第4条 準用(第3条第2項) 障発1206001通知 第三1(5)②	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
3 管理者	<p>指定重度訪問介護事業者は、各指定重度訪問介護事業所において、専ら当該指定重度訪問介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定重度訪問介護事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または当該指定重度訪問介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。) 他の職務との兼務は適切か。</p>	都条例155 第7条 準用(第6条)	
第3 設備に関する基準 設備および備品等	<p>指定重度訪問介護事業所に、指定重度訪問介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定重度訪問介護の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。</p> <p>(1) 専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。</p> <p>(2) 利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備および備品等を確保しているか。 (特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。)</p>	<p>支援法第43条 第2項</p> <p>都条例155 第8条第2項 準用(第8条第1項) 障発1206001通知 第三の2(5) 準用(第三の2(1)～(4))</p>	
第4 運営に関する基準 1 内容および手続の説明および同意	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、支給決定障害者等が指定重度訪問介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定重度訪問介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該指定重度訪問介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、 ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定重度訪問介護の内容 ウ 当該指定重度訪問介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定重度訪問介護の提供開始年月日 オ 指定重度訪問介護に係る苦情を受け付けるための窓口 を記載した書面を交付しているか。 当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>支援法第43条 第2項</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第13条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第13条第2項) 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三3(1))</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者およびその事業所の名称、当該指定重度訪問介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定重度訪問介護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項（受給者証記載事項）を記載しているか。 また、当該契約に係る指定重度訪問介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定重度訪問介護の量を記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定重度訪問介護事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用（第14条第1項） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三3(2)①）</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用（第14条第2項）</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用（第14条第3項）</p> <p>都条例155第43条第1項 準用（第14条第4項）</p>	
3 提供拒否の禁止	<p>指定重度訪問介護事業者は、正当な理由がなく指定重度訪問介護の提供を拒んでいないか。 特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>(2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業実施地域外である場合</p> <p>(3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定重度訪問介護を提供することが困難な場合</p> <p>(4) 入院治療が必要な場合をいう。</p>	<p>都条例155 第15条</p> <p>障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3(3)）</p>	
4 連絡調整に対する協力	<p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用（第16条） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3(4)）</p>	
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘察し、利用申込者に対し自ら必要な指定重度訪問介護を提供することが困難であると認める場合は、他の指定重度訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用（第17条）</p>	
6 受給資格の確認	<p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無および有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用（第18条）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第19条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第19条第2項)</p>	
8 心身の状況等の把握	<p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第20条)</p>	
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供に当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第21条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第21条第2項)</p>	
10 身分を証する書類の携行	<p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の従業者に身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 証書等に当該指定重度訪問介護事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第22条)</p> <p>障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(8))</p>	
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護を提供した際は、当該指定重度訪問介護の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、(1)の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定重度訪問介護の提供を受けたことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第23条第1項)</p> <p>障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(9)①)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第23条第2項)</p>	
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者が指定重度訪問介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当である場合に限られているか。13の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第24条第1項)</p> <p>障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(10))</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
13 利用者負担額等の受領	<p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>※ 指定重度訪問介護事業者は、利用者の便益を直接向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。 ア 指定重度訪問介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 イ 利用者等に求める金額、その用途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p> <p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、法定代理受領を行う指定重度訪問介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度訪問介護に係る利用者負担額として、支援法29条第3項第2号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額）の支払を受けているか。 また、支援法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額を利用者負担額としているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、法定代理受領を行わない指定重度訪問介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、(1)および(2)において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定重度訪問介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払いを支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 指定重度訪問介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定重度訪問介護事業者は、(3)の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第24条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第25条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(11) ①)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第25条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第25条第3項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第25条第4項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第25条第5項)</p>	
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定重度訪問介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定重度訪問介護事業者が提供する指定重度訪問介護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定重度訪問介護および他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定重度訪問介護および他の指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項（支援法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費または訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。 この場合において、当該指定重度訪問介護事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第26条)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
15 介護給付費等の額に係る通知等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、法定代理受領により区市町村から指定重度訪問介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、法定代理受領を行わない指定重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定重度訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第27条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第27条第2項)</p>	
16 指定重度訪問介護の基本取扱方針	<p>(1) 指定重度訪問介護は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、提供された指定重度訪問介護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、重度訪問介護計画の見直しを行うなど、その改善を図っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第28条第1項)</p> <p>都条例155第43条第1項 準用(第28条第2項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(14))</p>	
17 指定重度訪問介護の具体的取扱方針	<p>指定重度訪問介護事業所の従業者が提供する指定重度訪問介護の方針は、次に掲げるところとなっているか。</p> <p>(1) 指定重度訪問介護の提供に当たっては、重度訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、指定重度訪問介護の提供方法等について理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>(4) 指定重度訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定重度訪問介護の提供を行っているか。</p> <p>(5) 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談および助言を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第29条第1号)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第29条第1号)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第29条第2号)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第29条第3号)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第29条第4号)</p>	
18 重度訪問介護計画の作成	<p>(1) サービス提供責任者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況および希望等を踏まえて、具体的な指定重度訪問介護の内容等を記載した重度訪問介護計画を作成しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第10条第2項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	(2) サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定重度訪問介護事業所以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービス等との連携も含め、重度訪問介護計画に基づく支援を実施しているか。	障害1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3 (16)）	
	(3) サービス提供責任者は、重度訪問介護計画の目標や内容等について、利用者およびその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。	障害1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（16） ①）	
	(4) 重度訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、重度訪問介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。	障害1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（16） ②）	
	(5) サービス提供責任者は、重度訪問介護計画を作成した際は、利用者およびその同居の家族ならびに当該利用者または障害児の保護者に対して指定計画相談支援または指定障害児支援を行う者にその内容を説明するとともに、当該重度訪問介護計画を遅滞なく交付しているか。	都条例155 第43条第1項 準用（第10条第3項） 障害1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（16） ③）	
	(6) サービス提供責任者は、重度訪問介護計画作成後においても、当該重度訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度訪問介護計画の変更を行っているか。 また、サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが重度訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。	都条例155 第43条第1項 準用（第10条第4項） 障害1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（16） ④）	
	(7) 重度訪問介護計画に変更のあった場合、（1）および（5）に準じて取り扱っているか。	都条例155 第43条第1項 準用（第10条第4項）	
	(8) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるように努めているか。	都条例155 第43条第1項 準用（第10条第5項）	
	指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合、当該利用者に対する指定重度訪問介護の提供をさせてはならないか。	都条例155 第43条第1項 準用（第31条）	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
20 緊急時等の対応	指定重度訪問介護事業所の従業者は、現に指定重度訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	都条例155 第43条第1項 準用(第32条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(17))	
21 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	都条例155 第43条第1項 準用(第33条)	
22 管理者およびサービス提供責任者の責務	(1) 指定重度訪問介護事業所の管理者は、当該指定重度訪問介護事業所の従業者および業務の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定重度訪問介護事業所の管理者は、当該指定重度訪問介護事業所の従業者に、都条例155(指定障害福祉サービス条例)第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 (3) サービス提供責任者は、18に規定する業務のほか、指定重度訪問介護事業所に対する指定重度訪問介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の指定重度訪問介護の内容の管理等を行っているか。	都条例155 第43条第1項 準用(第9条第1項) 都条例155 第43条第1項 準用(第9条第2項) 都条例155 第43条第1項 準用(第10条第1項)	
23 運営規程	指定重度訪問介護事業者は、各指定重度訪問介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 (1) 事業の目的および運営の方針 (2) 従業者の職種、員数および職務の内容 (3) 営業日および営業時間 (4) 指定重度訪問介護の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額 (5) 通常の実業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他事業の運営に関する重要事項	都条例155 第43条第1項 準用(第11条)	
24 介護等の総合的な提供	指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等および外出時における移動中の介護または調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがないか。	都条例155 第43条第1項 準用(第30条)	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
25 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、利用者に対し、適切な指定重度訪問介護を提供できるよう、各指定重度訪問介護事業所において、当該指定重度訪問介護事業所の従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、各指定重度訪問介護事業所において、当該指定重度訪問介護事業所の従業者によって指定重度訪問介護を提供しているか。 指定重度訪問介護事業所の従業者は雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定重度訪問介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定重度訪問介護事業者は、適切な指定重度訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものまたは性的な言動により従業者の就業環境が害されることを阻止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第12条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22) ①)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第12条第2項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22) ②)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第12条第3項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22) ③)</p> <p>都条例155 第12条第4項</p>	
26 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定重度訪問介護の提供を継続的にを行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行っているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例155 第12条の2第1項</p> <p>都条例155 第12条の2第2項</p> <p>都条例155 第12条の2第3項</p>	
27 衛生管理等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第34条第1項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、当該指定重度訪問介護事業所における感染症の発生またはまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症の予防およびまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施すること。 また、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第34条第2項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (24))</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第34条第3項) 規則175第4条の2</p>	
28 掲示	<p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等(備え付けによる閲覧も可)しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第35条)</p>	
29 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>都条例155 第43条1項 準用(第35条の2第1項)</p> <p>都条例155 第43条1項 準用(第35条の2第2項)</p> <p>都条例155 第43条1項 準用(第35条の2第3項) 規則175第4条の3</p>	
30 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定重度訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、管理者および従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第36条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第36条第2項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
31 情報の提供等	<p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、他の指定重度訪問介護事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定重度訪問介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、当該指定重度訪問介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第36条第3項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第37条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第37条第2項)</p>	
32 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定重度訪問介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第38条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第38条第2項)</p>	
33 苦情解決	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、その提供した指定重度訪問介護に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定重度訪問介護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定重度訪問介護事業者は、その提供した指定重度訪問介護に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは指定重度訪問介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定重度訪問介護事業者は、その提供した指定重度訪問介護に関し、支援法第48条第1項の規定により都道府県知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定重度訪問介護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事または区市町村長が行う調査に協力し、都道府県知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定重度訪問介護事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第39条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第39条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第39条第3項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第39条第4項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第39条第5項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第39条第3～5項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
34 事故発生時の対応	<p>(7) 指定重度訪問介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんにできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、利用者に対する指定重度訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。</p> <p>ア 死亡事故（誤嚥によるもの等）</p> <p>イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く）</p> <p>ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疫病を伴う事故</p> <p>エ 薬の誤与薬（誤与薬後、利用者の様子に変化がある場合は要報告）</p> <p>オ 無断外出</p> <p>カ 感染症の集団感染</p> <p>キ 送迎中の事故および送迎車両の車内への利用者の置き去り事故</p> <p>ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件、金銭横領等）</p> <p>ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの</p> <p>コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故等、個人情報の流出等）</p> <p>サ 区市町村に虐待通報をした案件（通報した内容等）</p> <p>シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、利用者に対する指定重度訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用（第39条第6項）</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用（第40条第1項） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3(30)） 令和8年4月30日付8福祉障施第298号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）」</p>	
35 虐待等の禁止	<p>指定重度訪問介護事業者は、虐待の発生および再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする また、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例155 第43条1項 準用（第40条の2） 規則175第4条の4 令和8年4月30日付8福祉障施第299号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」（通知）</p>	
36 会計の区分	<p>指定重度訪問介護事業者は、各指定重度訪問介護事業所において経理を区分するとともに、指定重度訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用（第41条）</p>	
37 記録の整備	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備してあるか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用（第42条1項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
38 その他	<p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、利用者に対する指定重度訪問介護の提供に関する記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 11に規定する指定居宅介護の提供に係る記録</p> <p>イ 18に規定する居宅介護計画</p> <p>ウ 33に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>エ 21に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>オ 29に規定する身体的拘束等の記録</p> <p>(1) 送迎バス等一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所）ごとに、安全運転管理者の選任等を行うこと。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用（第42条第2項）</p> <p>道路交通法第74条の3 道路交通法施行規則 第9条の9, 10</p>	
第5 共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準	<p>(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者数を指定訪問介護の利用者の数と共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上となっているか。</p> <p>(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。</p> <p>※ 基本方針、従業者の配置の基準および運営に関する基準については、都条例第4条（第1項、第3項および第4項を除く）、第5条および第6条ならびに第2章第4節（第43条および第43条の2を除く）、規則第3条第1項および第2項を準用する。</p>	<p>支援法第41条の2</p> <p>都条例155 第43条の3 規則175 第4条の6第1号</p> <p>都条例155 第43条の3 規則175 第4条の6第2号</p> <p>都条例155 第43条の4 規則175 第4条の7</p>	
第6 基準該当重度訪問介護に関する基準			
1 従業者の員数	<p>基準該当重度訪問介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、3人以上となっているか。（離島その他の地域であつてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものにあつてはおくべき従業者の員数は、1人以上。）</p> <p>また、従業者は資格を有しているか。</p>	<p>都条例155第44条 都規則175第5条 平18厚労告第538号</p>	
2 サービス提供責任者	<p>(1) 基準該当重度訪問介護事業者は、基準該当重度訪問介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としているか。</p>	<p>都条例155第44条 都規則175第5条</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
3 管理者	<p>(2) 資格を有しているか。</p> <p>ア 介護福祉士</p> <p>イ 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19 年法律第125 号）附則第2条第2 項の規定により行うことができることとされた同法第3 条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62 年法律第30 号）第40 条第2 項第5 号の指定を受けた学校または養成施設において6 月以上介護福祉士として必要な知識および技能を修得するための研修（以下、「実務者研修」という。）を修了した者</p> <p>ウ 介護職員基礎研修修了者</p> <p>エ 居宅介護従業者養成研修（改正前の基準該当居宅介護等の提供に当たる者として平18厚労告第538 号第2号に規定する1 級課程を修了した者（以下、「1 級課程修了者」という。）</p> <p>オ 介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当する者</p> <p>基準該当重度訪問介護事業者は、各基準該当重度訪問介護事業所において、専ら当該基準該当重度訪問介護事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 （ただし、基準該当重度訪問介護事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または当該指定重度訪問介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。） 他の職務との兼務は適切か。</p>	平18厚労告第538号	
4 設備および備品等	<p>基準該当重度訪問介護事業所には、基準該当重度訪問介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、基準該当重度訪問介護の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。（第3の1参照）</p>	都条例155第46条	
5 同居家族に対するサービス提供の禁止	<p>基準該当重度訪問介護事業者は、基準該当重度訪問介護事業所の従業者に利用者が当該従業者の同居の家族である場合、当該利用者に対する基準該当重度訪問介護の提供をさせてはならないか。ただし、次のいずれにも該当する場合を除く。</p> <p>ア 利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定重度訪問介護のみによっては必要な重度訪問介護の見込み量を確保することが困難であると区市町村が認めるものに住所を有する場合</p> <p>イ サービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合</p> <p>ウ 当該基準該当重度訪問介護を提供する従業者の従事する時間の合計が、当該従業者の従事する時間のおおむね二分の一を超えない場合</p>	都条例155第47条第1項	
6 運営に関する基準	<p>基本方針および運営に関する基準については、都条例第4 条第1 項および第四節（第25条第1項、第26条、第27条第1項、第30条、第31条、第35条の2および第43条を除く）を準用する。</p>	都条例155第48条	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第7 届出等</p> <p>1 変更の届出</p> <p>2 業務管理体制の整備</p>	<p>指定重度訪問介護事業者は、支援法施行規則第34条の23第1項第1号に掲げる事項（支援法施行規則第34条の7第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号から第7号までに掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>※ 指定重度訪問介護事業者が変更の届出を要する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称および所在地 2 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 3 申請者の登記事項証明書または条例等 4 事業所の平面図 5 事業所の管理者およびサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所および経歴 6 運営規程 7 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項 <p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所および施設の数が1以上20未満の指定事業者等 （ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所および施設の数が20以上100未満の指定事業者等 （ア）法令遵守責任者を選任しているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等 （ア）法令遵守責任者の選任をしているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 （ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、都知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。（指定事業所もしくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。） また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所および施設の数20以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>支援法第46条第1項 支援法施行規則第34条の23第1項第1号 支援法施行規則第34条の7第1項</p> <p>支援法第42条第3項 支援法第51条の2第1項 支援法規則第34条の27</p> <p>支援法第51条の2第2項 支援法規則第34条の28</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第8 介護給付費の算定 および取扱い		支援法第29条第3項	
1 基本事項	<p>(1) 指定重度訪問介護に要する費用の額は、平18厚労告523の別表「介護給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平18年厚労告539「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定重度訪問介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523の一 平18厚労告539</p> <p>平18厚労告523の二</p>	
2 重度訪問介護サービス費	<p>(1) 重度訪問介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した重度訪問介護計画に基づいて行われているか。 なお、重度訪問介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載しているか。 また、当初の重度訪問介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致していない場合には、速やかに重度訪問介護計画の見直し、変更を行っているか。</p> <p>(2) 重度訪問介護にかかる報酬は、事業者が作成した重度訪問介護計画に基づいて行われるべき指定重度訪問介護等に要する時間により算定されることとなるが、当該重度訪問介護計画の作成に当たっては、支給量が30分を単位として決定されること、また、報酬については1日分の所要時間を通算して算定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を十分に踏まえているか。</p> <p>(3) 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつまたは食事の介護等および外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出および社会通念上適当でない外出を除く。以下同じ。）時における移動中の介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所もしくは同法第2条第1項に規定する助産所または介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設もしくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）に入院または入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>障発1031001通知 第二の2(2)⑩ 準用（第二の2(1) ①）</p> <p>障発1031001通知 第二の2(2)④(三)</p> <p>平18厚労告523 別表第2の1のイ</p> <p>平18厚労告523 別表第2の1のロ</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(5) 区分4以上に該当し、次のアまたはイのいずれかに該当する利用者に対して重度訪問介護（居宅における入浴、排せつまたは食事の介護等および外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出および社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）時における移動中の介護を総合的に行うもの）に係る指定障害福祉サービスの事業者（指定重度訪問介護事業者）が当該事業を行う事業所に置かれる従業者が、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（指定重度訪問介護）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア 次の（ア）および（イ）のいずれにも該当していること。</p> <p>（ア）二肢以上に麻痺等があること。</p> <p>（イ）「障害支援区分に係る市町村審査会による審査および判定の基準等に関する省令」（平成26年厚生労働省令第5号。以下、「区分省令」という。）別表第一における次の(a)から(d)までに掲げる項目について、それぞれ(a)から(d)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。</p> <p>(a) 歩行 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」</p> <p>(b) 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」</p> <p>(c) 排尿 「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」</p> <p>(d) 排便 「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」</p> <p>イ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。</p> <p>(6) 平成18年9月30日において現に日常生活支援（廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第169号）別表介護給付費等単位数表（旧介護給付費等単位数表）の1の注5に規定する日常生活支援）の支給決定を受けている利用者のうち、次のアまたはイのいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護を行った場合に、障害支援区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア 区分3以上に該当していること。</p> <p>イ 日常生活支援および旧介護給付費等単位数表の5の注1に規定する指定外出介護等の支給量の合計が125時間を超えていること。</p> <p>(7) 上記（4）については、区分4以上に該当し、かつ、病院等へ入院または入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院または入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定しているか。ただし、90日を超えた期間に行われた場合であっても、入院または入所をしている間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(8) 指定重度訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の指定重度訪問介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(9) 平18厚労告548「厚生労働大臣が定める者」の七に定める者が、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の1の注1</p> <p>平26厚令5別表第一</p> <p>平18厚労告543の四</p> <p>平18厚労告523 別表第2の1の注2 平18厚労告169 別表第1の注5</p> <p>平18厚労告523 別表第2の注2の2</p> <p>平18厚労告523 別表第2の1の注3</p> <p>平18厚労告523 別表第2の1の注4 平18厚労告548の七</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
3 2人の重度訪問介護従業者により行った場合	(10) 平18厚労告548の八に定める者が、平18厚労告523の別表の第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者につき、指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平18厚労告523 別表第2の1の注5 平18厚労告548の八	
	(11) 平18厚労告548「厚生労働大臣が定める者」の八に定める者が、区分6（区分命令第1条第7号に掲げる区分6をいう。以下同じ。）に該当する者につき、指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平18厚労告523 別表第2の1の注6 平18厚労告548の八	
	<p>平18厚労告546を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して指定重度訪問介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、別に定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>※要件</p> <p>(1) 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合</p> <p>(2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合</p> <p>(3) その他障害者等の状況等から判断して、(1)または(2)に準ずると認められる場合</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の1の注7</p> <p>平18厚労告546の1 平18厚労告546の2</p>	
4 夜間または早朝および深夜加算	<p>夜間（午後6時から午後10時まで）または早朝（午前6時から午前8時まで）に指定重度訪問介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時まで）に指定重度訪問介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定しているか。</p>	平18厚労告523 別表第2の1の注8 障発1031001通知 第二の2(2)⑦	
5 特定事業所加算	<p>別に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度訪問介護事業所において、指定重度訪問介護を行った場合にあつては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 特定事業所加算(I) 所定単位数の100分の20に相当する単位数</p> <p>(2) 特定事業所加算(II) 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p> <p>(3) 特定事業所加算(III) 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p>	平18厚労告523 別表第2の1の注9 障発1031001通知 第二の2(2)⑧ (一部、準用(第二の2(1)⑭)事項あり)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>※ 別に定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 特定事業所加算（I）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 当該指定重度訪問介護事業所の全ての重度訪問介護従業者（登録型の重度訪問介護従業者を含む。）に対し、重度訪問介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施または実施を予定していること。</p> <p>また、当該事業所における重度訪問介護従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、重度訪問介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。</p> <p>(イ) 次に掲げる基準に従い、指定重度訪問介護が行われていること。</p> <p>(一) 利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達もしくは当該指定重度訪問介護事業所における重度訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催またはサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報もしくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。</p> <p>当該会議は、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる重度訪問介護従業者の全てが参加するものでなければならない。</p> <p>また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。</p> <p>なお、利用者に対して、原則として24時間365日のサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「またはサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報もしくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用するものとし、必ずしも毎月の開催ではなく必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。</p> <p>ただし、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。</p> <p>当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、厚生労働省「福祉分野における個人情報に関するガイドライン」等に対応していること。</p> <p>(二) 指定重度訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する重度訪問介護従業者に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達するとともに、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項に変更があった場合も同様に伝達を行っていること。</p> <p>「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む環境 ・前月（または留意事項等に変更があった時点）のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項 <p>また、「毎月定期的」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。</p> <p>「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。</p>	平18厚労告543の五	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(ウ) 当該指定重度訪問介護事業所の全ての重度訪問介護従業者に対し健康診断等を定期的に実施すること。 健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない重度訪問介護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。 なお、新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>(エ) 第4の23の(6)に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先および対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。</p> <p>(オ) 当該指定重度訪問介護事業所の新規に採用した全ての重度訪問介護従業者に対し、熟練した重度訪問介護従業者の同行による研修を実施していること。 「熟練した重度訪問介護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者またはサービス提供責任者と同等と認められる重度訪問介護従業者（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者）が、新規に採用した重度訪問介護従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p> <p>(カ) 指定重度訪問介護のサービス提供に当たり、常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。 「常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、運営規程に規定する営業日および営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに重度訪問介護従業者の派遣が可能となっている事業所をいう。 なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに特定事業所加算の終了の届出を提出しなければならない。</p> <p>(キ) 当該指定重度訪問介護事業所の重度訪問介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上もしくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者および1級課程修了者の占める割合が100分の50以上または前年度もしくは算定日が属する月の前3月間における指定重度訪問介護のサービス提供時間のうち常勤の重度訪問介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上であること。 なお、介護福祉士、実務者研修修了者または介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得しているまたは研修の課程を修了している者とし、割合については、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。 また、「常勤の重度訪問介護従業者」とは、事業所で定めた勤務時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)の全てを勤務している重度訪問介護従業者をいい、サービス提供時間に含まれる全ての常勤の重度訪問介護従業者が対象となる。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(ク) 当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士または5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者または重度訪問介護従事者として6,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者であること。 「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得または研修修了前の従事期間も含めるものとする。</p> <p>(ケ) 第2の2の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置していること。</p> <p>(コ) 前年度または算定日が属する月の前3月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者および喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の5以上であること。 なお、算定においては、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いるものとする。</p> <p>イ 特定事業所加算(Ⅱ) 重度訪問介護事業所においては、アの(ア)から(カ)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(キ)または(ク)および(ケ)のいずれかに適合すること</p> <p>ウ 特定事業所加算(Ⅲ) 重度訪問介護事業所においては、アの(ア)から(カ)までおよび(コ)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		
6 特別地域加算	<p>別に定める地域(平成21年厚生労働省告示第176号)に居住している利用者に対して、指定重度訪問介護事業所の重度訪問介護従業者が、指定重度訪問介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の1の注10 障発1031001通知 第二の2(2)⑨ 準用(第二の2(1)⑮)</p>	
7 緊急時対応加算	<p>利用者またはその家族等からの要請に基づき、指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者が重度訪問介護計画の変更を行い、当該指定重度訪問介護事業所の重度訪問介護従業者が当該利用者の重度訪問介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度訪問介護等を緊急に行った場合にあつては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。 なお、「緊急に行った場合」とは、重度訪問介護計画に位置づけられていない重度訪問介護を、利用者またはその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものとする。 また、区市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられ、かつ、関係機関との連絡調整に従事する者を配置し都知事に届け出た指定重度訪問介護事業所の場合、1回につき定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の1の注11 障発1031001通知 第二の2(2)⑩ 準用(第二の2(1)⑯) 平18厚労告523 別表第2の1の注12</p>	
8 情報公表未報告減算	<p>利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上未報告となっている場合、所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の1の注13</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
9 業務継続計画未策定減算	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の徹底を求める観点から、感染症または非常災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第2の1の注14	
10 身体拘束廃止未実施減算	やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合および身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第2の1の注15	
11 虐待防止措置未実施減算	障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業者等に対して、基本報酬を所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第2の1の注16	
12 備考	利用者が重度訪問介護または療養介護以外の障害福祉サービスを受けている間に、重度訪問介護サービス費を、算定していないか。	平18厚労告523 別表第2の1の注17	
13 移動介護加算	<p>利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、別に平18厚労告546の要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算しているか。ただし、別に定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>当該加算について</p> <p>(1) 外出時における移動中の介護（以下「移動介護」という。）を行う場合には、外出のための身だしなみ等の準備、移動中および移動先における確認等の追加的業務を踏まえ、一定の加算を行うものであるが、これらの業務については、外出に係る移動時間が長時間になった場合でも大きく変わる支援内容ではないことから、4時間以上実施される場合は一律の評価としている。</p> <p>従って1日に移動介助が4時間以上実施される場合、「所要時間3時間以上の場合」の単位を適用する。</p> <p>(2) 同一事業者が、1日に複数回の移動介助を行う場合には、1日分の所要時間を通算して報酬算定する。</p> <p>また、1日に複数の事業者が移動介助を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を算定して加算する。</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の2の注1 平18厚労告523 別表第2の2の注2</p> <p>障発1031001通知 第二の2(2)⑩</p>	
14 移動介護緊急時支援加算	重度訪問介護従業者が、利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第2の2の2注	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
15 初回加算	<p>取扱について</p> <p>(1) 本加算は、重度訪問介護従業者が利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、当該車両を駐停車して、必要な支援を緊急に行った場合のものであり、所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法（令和26年法律第183号）等他の法令等に留意すること。</p> <p>(2) 「その他の必要な支援」とは、常時介護を要する者の障害の特性に起因して生じうる緊急の支援であり、例えば、重度の知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対する制御的対応などをいう。</p> <p>(3) 一日に複数の事業者が同一利用者に対して、移動介護緊急時支援加算を算定する場合は、事業者がそれぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>指定重度訪問介護事業所において、新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回の指定重度訪問介護を行った日の属する月に指定重度訪問介護を行った場合または当該指定重度訪問介護事業所等のその他の重度訪問介護従業者が初回もしくは初回の指定重度訪問介護等を行った日の属する月に指定重度訪問介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>当該加算について、利用者が過去2月に、当該指定重度訪問介護事業所から指定重度訪問介護の提供を受けていない場合に算定しているか。</p> <p>また、サービス提供責任者が、重度訪問介護に同行した場合について、第4の11に基づき、同行訪問した旨を記録しているか。</p>	<p>障発1031001通知 第二の2(2)⑫</p> <p>平18厚労告523 別表第2の3の注 障発1031001通知 第二の2(2)⑬ 準用(第二の2(1)⑰)</p>	
16 利用者負担上限額管理加算	<p>指定重度訪問介護事業者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の4の注 障発1031001通知 第二の2(2)⑭ 準用(第二の2(1)⑱)</p>	
17 喀痰吸引等支援体制加算	<p>指定重度訪問介護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>2(4)または5(1)の特定事業所加算(I)を算定している場合に、算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の5の注</p>	
18 行動障害支援連携加算	<p>利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所または指定障害者支援施設等の従業者であって支援計画シートおよび支援手順書を作成した者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護を行ったときは、初回の指定重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の5の2注</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>当該加算については以下のとおり取り扱っているか。</p> <p>(1) 利用者の引き継ぎを行う場合にあっては、「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」(平成26年3月31日付け障発10331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「重訪対象拡大通知」という。)を参照し行うこと。なお、引き継ぎを受けた指定重度訪問介護事業所等のサービス責任者については、当該引継ぎ内容を従業者に対し、周知すること。</p> <p>(2) 本件加算については、支援計画シート等(以下重訪対象拡大通知1の(4)に規定する「支援計画シート」および「支援手順書兼記録用紙」という。)を作成した者(以下「作成者」という。)における指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に対する費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業者等とのサービス提供責任者に対する費用の支払いを評価しているものであることから、上記の両者が同一の場合、加算を算定していないか。</p> <p>なお、同一事業者であっても、上記の両者が同一でない場合は算定できる。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者等から作成者への支払は、個々の契約に基づいているか。</p>	障発1031001通知 第二の2(2)⑮	
19 入院時支援連携加算	<p>病院または診療所に入院する前から指定重度訪問介護等を受けていた利用者が当該病院または診療所に入院するに当たり、指定重度訪問介護事業所等の職員が当該病院または診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供および当該病院または診療所と当該指定重度訪問介護事業所等が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。</p>	平18厚労告523 別表第2の5の3注	
20 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>※ 別に定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 当該指定居宅介護事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給または決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</p> <p>(二) 当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士または保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験および技能を有する障害福祉人材と認められる者のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りではないこと。</p>	平18厚労告523 別表第2の6の注 障発1031001通知 第二の2(2)⑰ 準用(第二の2(1)⑳)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>（ア）福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>（イ）当該指定重度訪問介護事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給または決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</p> <p>（ロ）当該指定重度訪問介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士または保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験および技能を有する障害福祉人材と認められる者のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りではないこと。</p> <p>（ハ）当該指定重度訪問介護事業所等において、（ア）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>（ニ）福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>（ヘ）当該指定重度訪問介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>（ホ）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>（カ）当該指定重度訪問介護事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p>	<p>平18厚労告543の六 準用（二）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(キ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 福祉・介護職員の任用の際における職責または職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 福祉・介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ク) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）および当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ケ) (ク)の処遇改善等の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>(コ) 重度訪問介護サービス費における特定事業所加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを届け出ていること。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの（ア）から（ク）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アの（ア）の（一）および（イ）から（ク）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>エ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） アの（ア）の（一）、（イ）から（カ）まで、（キ）の（一）から（四）までおよび（ク）に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		

指 導 検 査 基 準 (指 定 同 行 援 護)

○根拠法令

- 「支援法」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）
- 「支援法施行規則」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）
- 「厚労令5」＝障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚労令第5号）
- 「都条例155」＝東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）
- 「都規則175」＝東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）
- 「区規則86」＝練馬区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成18年3月31日練馬区規則第86号）
- 「平18厚労告523」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）
- 「平18厚労告538」＝指定居宅介護等の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）
- 「平18厚労告539」＝子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）
- 「平18厚労告543」＝子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年日厚生労働省告示第543号）
- 「平18厚労告546」＝子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）
- 「平18厚労告548」＝子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者（平成18年日厚生労働省告示第543号）
- 「障発1206001通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
- 「障発1031001通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第1 基本方針	(1) 指定同行援護事業者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者または利用者である障害児の保護者の立場に立った指定同行援護の提供に努めているか。 (2) 指定同行援護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。 (3) 指定同行援護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況および置かれている環境に応じ、外出時において、当該利用者に行き、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつおよび食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。	都条例155 第3条第2項 都条例155 第3条第3項 令和8年4月30日付8福祉障発第299号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」（通知） 都条例155 第4条第3項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>2 サービス提供責任者</p> <p>3 管理者</p>	<p>指定同行援護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。また、従業者は資格および実務経験を有しているか。</p> <p>*常勤換算方法 (従業者の勤務延べ時間数) ÷ (事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数 (一週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする))</p> <p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定同行援護の職務に従事するもののうち事業の規模(当該指定同行援護事業者が居宅介護、重度訪問介護または行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定同行援護の事業と居宅介護、重度訪問介護または行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護および重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模をいう。)に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。(この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。)</p> <p>(2) (1)の事業の規模は、前3月の平均値としているか。 (ただし、新規に指定同行援護事業者の指定を受ける場合は、(1)の規模は推定数によるものとする。)</p> <p>(3) 資格を有しているか。 ア 介護福祉士 イ 社会福祉士および介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校または養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識および技能を修得するための研修を修了した者(以下、「実務者研修修了者」という。) ウ 介護職員基礎研修修了者 エ 居宅介護従業者養成研修(改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。))第2号に規定する1級課程)を修了した者 オ 居宅介護職員初任者研修(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。))第3号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修)の課程を修了したものであって3年以上介護等の業務に従事した者 カ 介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するもの キ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者(相当する研修課程修了者を含む。) ク 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者またはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>指定同行援護事業者は、各指定同行援護事業所において、専ら当該指定同行援護事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定同行援護事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または当該指定同行援護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。) 他の職務との兼務は適切か。</p>	<p>支援法第43条第1項</p> <p>都条例155第7条 準用(第5条) 都規則175第4条 準用(第3条第1項第1号)</p> <p>都条例155第7条 準用(第5条) 第4条 準用(第3条第1項第2項)</p> <p>都規則175第4条 準用(第3条第2項)</p> <p>障発1206001通知第三1(6)②</p> <p>都条例155第7条 準用(第6条)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第3 設備に関する基準 設備および備品等	<p>指定同行援護事業所には、指定同行援護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定同行援護の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。</p> <p>(1) 専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。</p> <p>(2) 利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備および備品等を確保しているか。 (特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。)</p>	支援法第43条第2項 都条例155第8条第2項 準用(第8条第1項) 障発1206001通知第三の2(5) 準用(第三の2(1)～(4))	
第4 運営に関する基準 1 内容および手続の説明および同意 2 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、支給決定障害者等が指定同行援護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定同行援護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該指定同行援護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、 ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定同行援護の内容 ウ 当該指定同行援護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定同行援護の提供開始年月日 オ 指定同行援護に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。 指定同行援護事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。</p> <p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者およびその事業所の名称、当該指定同行援護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定同行援護の提供量(契約支給量)、契約日等の必要な事項(受給者証記載事項)を記載しているか。 また、当該契約に係る指定同行援護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定同行援護の量を記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p>	支援法第43条第2項 都条例155第43条第2項 準用(第13条第1項) 都条例155第43条第2項 準用(第13条第2項) 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則第16条第2項 障発1206001通知第三3(34) 準用(第三3(1)) 都条例155第43条第2項 準用(第14条第1項) 障発1206001通知第三の3(34) 準用(第三3(2)①) 都条例155第43条第2項 準用(第14条第2項)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
3 提供拒否の禁止	<p>(3) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定同行援護事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p> <p>指定同行援護事業者は、正当な理由がなく指定同行援護の提供を拒んでいないか。 特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>(2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業実施地域外である場合</p> <p>(3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定同行援護を提供することが困難な場合</p> <p>(4) 入院治療が必要な場合をいう。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第14条第3項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第14条第4項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第15条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (3))</p>	
4 連絡調整に対する協力	<p>指定同行援護事業者は、指定同行援護の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第16条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用第三の3(4)</p>	
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定同行援護を提供することが困難であると認める場合は、他の指定同行援護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第17条)</p>	
6 受給資格の確認	<p>指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無および有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第18条)</p>	
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定同行援護事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第19条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第19条第2項)</p>	
8 心身の状況等の把握	<p>指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第20条)</p>	
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供するに当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第21条第1項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
10 身分を証する書類の携行	<p>(2) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の従業者に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 証書等に当該指定同行援護事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第21条第2項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第22条） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3(8)）</p>	
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護を提供した際は、当該指定同行援護の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、（1）の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定同行援護の提供を受けたことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第23条第1項） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3(9)①）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第23条第2項）</p>	
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定同行援護事業者が指定同行援護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるもの場合に限定されているか。 13の（1）から（3）に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) （1）の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途および額ならびに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 （ただし、13の（1）から（3）までに掲げる支払については、この限りでない。）</p> <p>※指定同行援護事業者は、利用者の便益を直接向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。 ア 指定同行援護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 イ 利用者等に求める金額、その使途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第24条第1項） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3(10)）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第24条第2項）</p>	
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定同行援護事業者は、法定代理受領を行う指定同行援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定同行援護に係る利用者負担額として、支援法29条第3項第2号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額）の支払を受けているか。 また、支援法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額を利用者負担額としているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第25条第1項） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3(11)①）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(2) 指定同行援護事業者は、法定代理受領を行わない指定同行援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定同行援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、(1) および (2) において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定同行援護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払いを支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 指定同行援護事業者は、(1) から (3) までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定同行援護事業者は、(3)の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第3項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第4項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第5項)</p>	
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定同行援護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定同行援護事業者が提供する指定同行援護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定同行援護および他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定同行援護および他の指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項(支援法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費または訓練等給付費の額を控除した額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定同行援護事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第26条)</p>	
15 介護給付費等の額に係る通知等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、法定代理受領により区市町村から指定同行援護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、法定代理受領を行わない指定同行援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定同行援護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第27条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第27条第2項)</p>	
16 指定同行援護の基本取扱方針	<p>(1) 指定同行援護は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、提供された指定同行援護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、同行援護計画の見直しを行うなど、その改善を図っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第28条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第28条第2項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (14))</p>	
17 指定同行援護の具体的取扱方針	<p>指定同行援護事業所の従業者が提供する指定同行援護の方針は次に掲げるところとなっているか。</p> <p>(1) 指定同行援護の提供に当たっては、同行援護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第29条第1号)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
18 同行援護計画の作成	(2) 指定同行援護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、指定同行援護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第29条第1号)	
	(3) 指定同行援護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第29条第2号)	
	(4) 指定同行援護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定同行援護の提供を行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第29条第3号)	
	(5) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談および助言を行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第29条第4号)	
	(1) サービス提供責任者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況および希望等を踏まえて、具体的な指定同行援護の内容等を記載した同行援護計画を作成しているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第10条第2項)	
	(2) サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定同行援護事業所以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービス等との連携も含め、同行援護計画の原案を作成し、同行援護計画に基づく支援を実施しているか。	障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16))	
	(3) サービス提供責任者は、同行援護計画の目標や内容等について、利用者およびその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。	障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16)①)	
	(4) 同行援護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、同行援護の提供によって解決すべき課題を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。	障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16)②)	
	(5) サービス提供責任者は、同行援護計画を作成した際は、利用者およびその同居の家族ならびに当該利用者または障害児の保護者に対して指定計画相談支援または指定障害児相談支援を行う者にその内容を説明するとともに、当該同行援護計画を遅滞なく交付しているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第10条第3項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16)③)	
	(6) サービス提供責任者は、同行援護計画作成後においても、当該同行援護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該同行援護計画の変更を行っているか。 また、サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが同行援護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第10条第4項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16)④)	
(7) 同行援護計画に変更のあった場合、(1)および(5)に準じて取り扱っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第10条第4項)		

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	(8) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるように努めているか。 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合、当該利用者に対する同行援護の提供をさせてはならないか。	都条例155 第43条第2項 準用(第10条第5項)	
20 緊急時等の対応	指定同行援護事業所の従業者は、現に指定同行援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第32条)	
21 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	指定同行援護事業者は、指定同行援護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第33条)	障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (17))
22 管理者およびサービス提供責任者の責務	(1) 指定同行援護事業所の管理者は、当該指定同行援護事業所の従業者および業務の管理を一元的に行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第9条第1項)	
23 運営規程	(2) 指定同行援護事業所の管理者は、当該指定同行援護事業所の従業者に、都条例155(指定障害福祉サービス条例)第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第9条第2項)	
24 勤務体制の確保等	(3) サービス提供責任者は、18に規定する業務のほか、指定同行援護事業所に対する指定同行援護の利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第10条第1項)	
25 運営規程	指定同行援護事業者は、各指定同行援護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 (1) 事業の目的および運営の方針 (2) 従業者の職種、員数および職務の内容 (3) 営業日および営業時間 (4) 指定同行援護の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他事業の運営に関する重要事項	都条例155 第43条第2項 準用(第11条)	
26 勤務体制の確保等	(1) 指定同行援護事業者は、利用者に対し、適切な指定同行援護を提供できるよう、各指定同行援護事業所において、当該指定同行援護事業所の従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第12条第1項)	障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (22))
27 勤務体制の確保等			①

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(2) 指定同行援護事業者は、各指定同行援護事業所において、当該指定同行援護事業所の従業者によって指定同行援護を提供しているか。 指定同行援護事業所の従業者は雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定同行援護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定同行援護事業者は、適切な指定同行援護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものまたは性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条第2項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22) ②)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条第3項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22) ③)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条第4項)</p>	
25 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定同行援護の提供を継続的に行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行っているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条の2第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条の2第2項)</p> <p>都条例155 第42条第2項 準用(第13条の2第3項)</p>	
26 衛生管理等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。 手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第34条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第34条第2項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (24))</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(3) 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所における感染症の発生またはまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症の予防およびまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。 なお、委員会はテレビ装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修を実施すること。 また、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</p>	都条例155 第43条第2項 準用(第34条第3項)	
27 掲示	指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等（備え付けによる閲覧も可）しているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第35条)	
28 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。 なお、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第35条の2第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第35条の2第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第35条の2第3項) 規則175第4条の3</p>	
29 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定同行援護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、管理者および従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、他の指定同行援護事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第36条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第36条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第36条第3項)</p>	
30 情報の提供等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定同行援護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、当該指定同行援護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第37条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第37条第2項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
31 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定同行援護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業員に対し、利用者またはその家族に対して当該指定同行援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業員から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第38条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第38条第2項)</p>	
32 苦情解決	<p>(1) 指定同行援護事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定同行援護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは指定同行援護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関し、支援法第48条第1項の規定により都道府県知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定同行援護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事または区市町村長が行う調査に協力し、都道府県知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定同行援護事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定同行援護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第3項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第4項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第5項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第3～5項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第6項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
33 事故発生時の対応	<p>(1) 指定同行援護事業者は、利用者に対する指定同行援護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疫病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（誤与薬後、利用者の様子に変化がある場合は要報告） オ 無断外出 カ 感染症の集団感染 キ 送迎中の事故および送迎車両の車内への利用者の置き去り事故 ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件、金銭横領等） ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故等、個人情報の流出等） サ 区市町村に虐待通報をした案件（通報した内容等） シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、利用者に対する指定同行援護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第40条第1項） 障発1206001通知 第三の3（34） 準用（第三の3（30）） 令和8年4月30日付8福祉障施第298号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）」</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第40条第2項）</p>	
34 虐待等の禁止	<p>指定同行援護事業者は、虐待の発生および再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例155 第43条2項 準用（第40条の2） 規則175第4条の4 令和8年4月30日付8福祉障施第299号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」（通知）</p>	
35 会計の区分	<p>指定同行援護事業者は、各指定同行援護事業所において経理を区分するとともに、指定同行援護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第41条）</p>	
36 記録の整備	<p>(1) 指定同行援護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、利用者に対する指定同行援護の提供に関する記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しているか。 ア 11に規定する指定同行援護の提供に係る記録 イ 18に規定する同行援護計画 ウ 33に規定する苦情の内容等に係る記録 エ 21に規定する区市町村への通知に係る記録 オ 28に規定する身体的拘束等の記録</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第42条第1項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第42条第2項）</p>	
37 その他	<p>(1) 送迎バス等一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所）ごとに、安全運転管理者の選任等を行うこと。</p>	<p>道路交通法第74条の3 道路交通法施行規則 第9条の9, 10</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第5 届出等</p> <p>1 変更の届出</p> <p>2 業務管理体制の整備</p>	<p>指定同行援護事業者は、支援法施行規則第34条の23第1項第1号に掲げる事項（支援法施行規則第34条の7第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号から第7号までに掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>※ 指定同行援護事業者が変更の届出を要する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称および所在地 2 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 3 申請者の登記事項証明書または条例等 4 事業所の平面図 5 事業所の管理者およびサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所および経歴 6 運営規程 7 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項 <p>(1) 指定同行援護事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所および施設の数が1以上20未満の指定事業者等 （ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所および施設の数が20以上100未満の指定事業者等 （ア）法令遵守責任者を選任しているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等 （ア）法令遵守責任者の選任をしているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 （ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、都知事に対し、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。（指定事業所もしくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。） また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所および施設の数20以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>支援法第46条第1項 支援法施行規則第34条の23第1項第1号 支援法施行規則第34条の7第1項</p> <p>支援法第42条第3項 支援法第51条の2第1項 支援法規則第34条の27</p> <p>支援法第51条の2第2項 支援法規則第34条の28</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第6 介護給付費の算定 および取扱い		支援法第29条第3項	
1 基本事項	<p>(1) 指定同行援護に要する費用の額は、平18厚労告523の別表「介護給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平18厚労告539に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定同行援護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523の一 平18厚労告539</p> <p>平18厚労告523の二</p>	
2 同行援護サービス 費	<p>(1) 同行援護計画の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した同行援護計画に基づいて行われているか。 なお、同行援護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載しているか。 また、当初の同行援護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに同行援護計画の見直し、変更を行っているか。</p> <p>(2) 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置かれる従業者が同行援護に係る指定障害福祉サービスを行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備しているか。</p> <p>(4) 指定同行援護を行った場合に、現に要した時間ではなく、同行援護計画に位置付けられた内容の指定同行援護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 平18厚労告548の九および十に定める者が、指定同行援護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(6) 平18厚労告548の十の二に定める者が、平18厚労告543の八の二の満たしている利用者に対して、指定同行援護を行った場合に、所定単位数に加算しているか。</p> <p>(7) 区分3（障害児にあつては、これに相当する支援の度合）に該当する利用者につき、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(8) 区分4以上（障害児にあつては、これに相当する支援の度合）に該当する利用者につき、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>障発1031001通知 第二の2 (3) ⑭ 準用(第二の2 (1) ①)</p> <p>平18厚労告523 別表第3の1の注1</p> <p>障発1031001通知 第二の2 (3) ②</p> <p>平18厚労告523 別表第3の1の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第3の1の注3 平18厚労告548の九、 十</p> <p>平18厚労告523 別表第3の1の注4 平18厚労告548の十の 二</p> <p>平18厚労告523 別表第3の1の注4の2</p> <p>平18厚労告523 別表第3の1の注4の3</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
3 2人の同行援護従業者により行った場合	<p>平18厚労告546に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の同行援護従業者が1人の利用者に対して指定同行援護を行った場合に、それぞれの同行援護従業者が行う指定同行援護につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>※「子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める要件ならびに厚生労働大臣が定める要件」 (1) 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 (3) その他障害者等の状況等から判断して、(1)または(2)に準ずると認められる場合</p>	<p>平18厚労告523 別表第3の1の注5</p> <p>平18厚労告546の1</p>	
4 夜間早朝・深夜加算	<p>夜間（午後6時から午後10時まで）または早朝（午前6時から午前8時まで）に指定同行援護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時まで）に指定同行援護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第3の1の注6 障発1031001通知 第二の2(3)⑧</p>	
5 特定事業所加算	<p>別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準ならびに厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定同行援護事業所において、指定同行援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 特定事業所加算(Ⅰ) 所定単位数の100分の20に相当する単位数</p> <p>(2) 特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p> <p>(3) 特定事業所加算(Ⅲ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p> <p>(4) 特定事業所加算(Ⅳ) 所定単位数の100分の5に相当する単位数</p>	<p>平18厚労告523 別表第3の1の注7 障発1031001通知 第二の2(3)⑨ 準用(第二の2(1)⑭)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>※ 別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準ならびに厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 特定事業所加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>（ア）当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者（登録型の同行援護従業者を含む。）に対し、同行援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施または実施を予定していること。 また、当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、同行援護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。</p> <p>（イ）次に掲げる基準に従い、指定同行援護が行われていること。</p> <p>（一）利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達または当該指定同行援護事業所における同行援護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的（概ね1月に1回以上）に開催すること。 当該会議は、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる同行援護従業者の全てが参加するものでなければならない。 また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。なお、利用者に対して、原則として24時間365日のサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が同行援護従業者一人ひとりと個別に、または数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。 当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、厚生労働省「福祉分野における個人情報に関するガイドライン」等に対応していること。</p> <p>（二）指定同行援護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する同行援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する同行援護従業者から適宜報告を受けること。 「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のADLや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 <p>「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAXまたはメール等によることも可能である。</p> <p>また、利用者に対して、原則として24時間365日サービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。 なお、同行援護従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。</p>	<p>平18厚労告543の九</p> <p>障発1031001通知 第二の2(3)⑨ 準用(第二の2(1)⑮)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(ウ) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。 健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない同行援護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。 なお、新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されること計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>(エ) 第4の23の(6)に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先および対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。</p> <p>(オ) 当該指定同行援護事業所の新規に採用した全ての同行援護従業者に対し、熟練した同行援護従業者の同行による研修を実施していること。 「熟練した同期援護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者またはサービス提供責任者と同等と認められる同行援護従業者（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある同行援護従業者）が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p> <p>(カ) 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者および1級課程修了者の占める割合が100分の50以上、前年度もしくは算定日が属する月の前3月間における指定同行援護のサービス提供時間のうち常勤の同行援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上または同行援護従業者養成研修の課程を修了した者および国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等の占める割合が100分の30以上、または盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者の割合が100分の20以上であること。 なお、介護福祉士、実務者研修修了者または介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得しているまたは研修の課程を修了している者とし、割合については、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。 また、「常勤の同行援護従業者」とは、事業所で定めた勤務時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)の全てを勤務している同行援護従業者をいい、サービス提供時間に含まれる全ての常勤の同行援護従業者が対象となる。</p> <p>(キ) 当該指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等または5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者であること。 「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得または研修修了前の従事期間も含めるものとする。</p> <p>(ク) 第2の2の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。</p> <p>(ケ) 前年度または算定日が属する月の前3月間における指定同行援護の利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者および喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の30以上であること。 なお、算定においては、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いるものとする。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>イ 特定事業所加算（Ⅱ） 同行援護事業所においては、アの（ア）から（オ）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、（カ）または（キ）および（ク）のいずれかに適合すること。</p> <p>ウ 特定事業所加算（Ⅲ） 同行援護事業所においては、アの（ア）から（オ）までおよび（ケ）に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>エ 特定事業所加算（Ⅳ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 （ア）アの（イ）から（オ）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>（イ）指定同行援護事業所の全てのサービス責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施または実施を予定していること。</p> <p>（ウ）指定障害福祉サービス基準第7条において準用する指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定同行援護事業所であって、同項の規定により配置されることとなっているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1名以上配置していること。</p> <p>（エ）前年度または算定日が属する月の前3か月における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分4以上である者および喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。</p>		
6 特別地域加算	<p>別に厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」）に居住している利用者に対して、指 定同行援護事業所の同行援護従業者が指定同行援護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定 単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第3の1の注8 障発1031001通知 第二の2(3) ⑩ 準用(第二の2(1) ⑮)</p>	
7 緊急時対応加算	<p>利用者またはその家族等からの要請に基づき、指定同行援護事業所のサービス提供責任者が同行援護計画の変更を行い、当該指定同行援 護事業所の同行援護従業者が当該利用者の同行援護計画において計画的に訪問することとなっていない指定同行援護を緊急に行った場合に あっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。 なお、「緊急に行った場合」とは、同行援護計画に位置づけられていない同行援護を、利用者またはその家族等から要請を受けてから24 時間以内に行った場合をいうものとする。 また、区市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置し都知事に届け出た指 定同行援護事業所の場合、1回につき定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</p>	<p>平18厚労告523 別表第3の1の注9 障発1031001通知 第二の2(3) ⑪ 準用(第二の2(1) ⑯) 平18厚労告523 別表第3の1の注10</p>	
8 情報公表未報告減算	<p>利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム 上未報告となっている場合、所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第3の1の注11</p>	
9 業務継続計画未策定減算	<p>感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画 の徹底を求める観点から、感染症または非常災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する 単位数を減算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第3の1の注12</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
10 身体拘束廃止未実施減算	やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合および身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平18厚労告523 別表第3の1の注13	
11 虐待防止措置未実施減算	障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業者等に対して、基本報酬を所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第3の1の注14	
12 備考	利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間または障害児通所支援もしくは障害児入所支援を受けている間に、同行援護サービス費を算定していないか。	平18厚労告523 別表第3の1の注15	
13 初回加算	指定同行援護事業所において、新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回の指定同行援護を行った日の属する月に指定同行援護を行った場合または当該指定同行援護事業所のその他の同行援護従業者が初回もしくは初回の指定同行援護を行った日の属する月に指定同行援護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 当該加算について、利用者が過去2月に、当該指定同行援護事業所から指定同行援護の提供を受けていない場合に算定しているか。また、サービス提供責任者が、同行援護に同行した場合について、第4の11に基づき、同行訪問した旨を記録しているか。	平18厚労告523 別表第3の2の注 障発1031001通知 第二の2(3) ⑫ 準用(第二の2(1) ⑰)	
14 利用者負担上限額管理加算	指定同行援護事業者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第3の3の注 障発1031001通知 第二の2(3) ⑬ 準用(第二の2(1) ⑱)	
15 喀痰吸引等支援体制加算	指定同行援護事業所において、社会福祉士および介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 5(1)の特定事業所加算(I)を算定している場合に、算定していないか。	平18厚労告523 別表第3の4の注 社会福祉士および介護福祉士法第2条第2項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
16 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または区市町村長に届け出た指定同行援護事業所が、利用者に対し指定同行援護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ア 第6の2から15までにより算定した単位数の1000分の446に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ 第6の2から15までにより算定した単位数の1000分の456に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ア 第6の2から15までにより算定した単位数の1000分の431に相当する単位数</p> <p>(4) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ 第6の2から15までにより算定した単位数の1000分の441に相当する単位数</p> <p>(5) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 第6の2から15までにより算定した単位数の1000分の376に相当する単位数</p> <p>(6) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 第6の2から15までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数</p> <p>※ 別に定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 当該指定同行援護事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給または決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</p> <p>(二) 当該指定同行援護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士または保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験および技能を有する障害福祉人材と認められる者のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りではないこと。</p> <p>(イ) 当該指定同行援護事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定同行援護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第3の5の注 障発1031001通知 第二の2(3) ⑮ 準用(第二の2(1) ⑳)</p> <p>平18厚労告543の十 (準用二)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(オ) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(カ) 当該指定同行援護事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(キ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 福祉・介護職員の任用の際における職責または職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (五) 福祉・介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ク) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）および当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ケ) (ク)の処遇改善等の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>(コ) 同行援護サービス費における特定事業所加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを届け出ていること。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの（ア）から（ケ）までに掲げる基準のいずれに、も適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アの（ア）の（一）および（イ）から（ク）までの掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>エ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） アの（ア）の（一）、（イ）から（カ）まで、（キ）の（一）から（四）までおよび（ク）に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		

指 導 検 査 基 準（ 指 定 行 動 援 護 ）

○根拠法令

「支援法」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）

「支援法施行規則」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号）

「厚労令5」＝障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26 年厚労令第5 号）

「都条例155」＝東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

「都規則175」＝東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）

「区規則86」＝練馬区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成18年3月31日練馬区規則第86号）

「平18厚労告523」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

「平18厚労告538」＝指定居宅介護等の提供に当たるとして子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）

「平18 厚労告539」＝子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18 年厚生労働省告示第539 号）

「平18 厚労告543」＝子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18 年日厚生労働省告示第543号）

「平18 厚労告546」＝子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件（平成18 年厚生労働省告示第546 号）

「平18 厚労告548」＝子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者（平成18 年日厚生労働省告示第543号）

「障発1206001通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）

「障発1031001通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第1 基本方針	(1) 指定行動援護事業者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者または利用者である障害児の保護者の立場に立った指定行動援護の提供に努めているか。 (2) 指定行動援護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。	都条例155 第3条第2項 都条例155 第3条第3項 令和8年4月30日付8福 祉障施第299号「施 設・事業所における 虐待防止体制の整備 の徹底について」（通 知）	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>2 サービス提供責任者</p>	<p>(3) 指定行動援護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況および置かれている環境に応じ、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p> <p>指定行動援護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。 また、従業者は資格および実務経験を有しているか。 *常勤換算方法 (従業者の勤務延べ時間数) ÷ (事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数 (一週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする))</p> <p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定行動援護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定行動援護事業者が居宅介護、重度訪問介護、または同行援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定行動援護の事業と居宅介護、重度訪問介護または同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護および重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模をいう。）に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。（この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。）</p> <p>(2) (1)の事業の規模は、前3月の平均値としているか。 (ただし、新規に指定行動援護事業者の指定を受ける場合は、(1)の規模は推定数によるものとする。)</p> <p>(3) 資格を有しているか。 ア 介護福祉士 イ 社会福祉士および介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第2号の指定を受けた学校または養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識および技能を修得するための研修を修了した者（以下、「実務者研修修了者」という。） ウ 介護職員基礎研修修了者 エ 居宅介護従業者養成研修（改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。）第2号に規定する1級課程）を修了した者 オ 居宅介護職員初任者研修（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。）第3号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修）の課程を修了したものであって、3年以上介護等の業務に従事した者 カ 介護保険法上の指定訪問介護事業所および指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するもの キ 行動援護従事者養成研修修了者 ク 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修および実践研修）修了者</p> <p>※アからカに関しては、令和9年3月31日までの間に限り、令和3年3月31日において、直接業務に5年以上従事した経験を有するもの。キまたはクに関しては、知的障害者(児)または精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。</p>	<p>都条例155 第4条第4項</p> <p>支援法第43条 第1項</p> <p>都条例155第7条 準用(第5条) 都規則175 第4条 準用(第3条第1項第1号)</p> <p>都条例155 第7条 準用(第5条) 都規則175 第4条 準用(第3条第1項第2号)</p> <p>都規則175 第4条 準用(第3条第2項)</p> <p>障発1206001通知 第三1(7)②</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
3 管理者	<p>指定行動援護事業者は、各指定行動援護事業所において、専ら当該指定行動援護事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>(ただし、指定行動援護事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または当該指定行動援護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)</p> <p>他の職務との兼務は適切か。</p>	都条例155 第7条 準用(第6条)	
第3 設備に関する基準 設備および備品等	<p>指定行動援護事業所には、指定行動援護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定行動援護の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。</p> <p>(1) 専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。</p> <p>(2) 利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備および備品等を確保しているか。 (特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。)</p>	支援法第43条 第2項 都条例155 第8条第2項 準用(第8条第1項) 障発1206001通知 第三の2(5) 準用(第三の2(1)～(4))	
第4 運営に関する基準 1 内容および手続の説明および同意	<p>(1) 指定行動援護事業者は、支給決定障害者等が指定行動援護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定行動援護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該指定行動援護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定行動援護の内容</p> <p>ウ 当該指定行動援護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定行動援護の提供開始年月日</p> <p>オ 指定行動援護に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。</p> <p>指定行動援護事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。</p>	支援法第43条 第2項 都条例155 第43条第2項 準用(第13条第1項) 都条例155 第43条第2項 準用(第13条第2項) 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発1206001通知 第三(34) 準用(第三(1))	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者およびその事業所の名称、当該指定行動援護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定行動援護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項（受給者証記載事項）を記載しているか。 また、当該契約に係る指定行動援護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定行動援護の量を記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定行動援護事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第14条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三3(2)①)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第14条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第14条第3項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第14条第4項)</p>	
3 提供拒否の禁止	<p>指定行動援護事業者は、正当な理由がなく指定行動援護の提供を拒んでいないか。 特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>(2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業実施地域外である場合</p> <p>(3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定行動援護を提供することが困難な場合</p> <p>(4) 入院治療が必要な場合をいう。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第15条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(3))</p>	
4 連絡調整に対する協力	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第16条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(4))</p>	
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定行動援護を提供することが困難であると認める場合は、他の指定行動援護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第17条)</p>	
6 受給資格の確認	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無および有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第18条)</p>	
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定行動援護事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第19条第1項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
8 心身の状況等の把握	<p>(2) 指定行動援護事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。</p> <p>指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第19条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第20条)</p>	
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第21条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第21条第2項)</p>	
10 身分を証する書類の携行	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の従業者に身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 証書等に当該指定行動援護事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第22条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (8))</p>	
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供した際は、当該指定行動援護の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、(1)の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定行動援護の提供を受けたことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第23条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(9) ①)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第23条第2項)</p>	
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定行動援護事業者が指定行動援護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当である場合に限られているか。 13の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第24条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (10))</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
13 利用者負担額等の受領	<p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>※ 指定行動援護事業者は、利用者の便益を直接向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p> <p>ア 指定行動援護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。</p> <p>イ 利用者等に求める金額、その用途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p> <p>(1) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を行う指定行動援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定行動援護に係る利用者負担額として、支援法29条第3項第2号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額）の支払を受けているか。 また、支援法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額を利用者負担額としているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を行わない指定行動援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定行動援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、(1)および(2)において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定行動援護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払いを支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 指定行動援護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定行動援護事業者は、(3)の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第24条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(11) ①)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第3項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第4項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第5項)</p>	
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定行動援護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定行動援護事業者が提供する指定行動援護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定行動援護および他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定行動援護および他の指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項（支援法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費または訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。 この場合において、当該指定行動援護事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第26条)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
15 介護給付費等の額に係る通知等	(1) 指定行動援護事業者は、法定代理受領により区市町村から指定行動援護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。 (2) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を行わない指定行動援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定行動援護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第27条第1項) 都条例155 第43条第2項 準用(第27条第2項)	
16 指定行動援護の基本取扱方針	(1) 指定行動援護は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。 (2) 指定行動援護事業者は、提供された指定行動援護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、行動援護計画の見直しを行うなど、その改善を図っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第28条第1項) 都条例155 第43条第2項 準用(第28条第2項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (14))	
17 指定行動援護の具体的取扱方針	指定行動援護事業所の従業者が提供する指定同行援護の方針は次に掲げるところとなっているか。 (1) 指定行動援護の提供に当たっては、行動援護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。 (2) 指定行動援護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、指定行動援護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 (3) 指定行動援護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 (4) 指定行動援護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定行動援護の提供を行っているか。 (5) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談および助言を行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第29条第1号) 都条例155 第43条第2項 準用(第29条第1号) 都条例155 第43条第2項 準用(第29条第2号) 都条例155 第43条第2項 準用(第29条第3号) 都条例155 第43条第2項 準用(第29条第4号)	
18 行動援護計画の作成	(1) サービス提供責任者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況および希望等を踏まえて、具体的な指定行動援護の内容等を記載した行動援護計画を作成しているか。 (2) サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定行動援護事業所以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービス等との連携も含め、行動援護計画の原案を作成し、行動援護計画に基づく支援を実施しているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第10条第2項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (16))	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(3) サービス提供責任者は、行動援護計画の目標や内容等について、利用者およびその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <p>(4) 行動援護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、行動援護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。</p> <p>(5) サービス提供責任者は、行動援護計画を作成した際は、利用者およびその同居の家族ならびに当該利用者または障害児の保護者に対して指定計画相談支援または指定障害児相談支援を行う者にその内容を説明するとともに、当該行動援護計画を遅滞なく交付しているか。</p> <p>(6) サービス提供責任者は、行動援護計画作成後においても、当該行動援護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該行動援護計画の変更を行っているか。 また、サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが行動援護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。</p> <p>(7) 行動援護計画に変更のあった場合、（1）および（5）に準じて取り扱っているか。</p> <p>(8) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるように努めているか。</p>	<p>障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（16） ①）</p> <p>障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（16） ②）</p> <p>都条例155第43条第2項 準用（第10条第3項） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（16） ③）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第10条第4項） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（16） ④）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第10条第4項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第10条第5項）</p>	
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合、当該利用者に対する指定行動援護の提供をさせてはならないか。	都条例155 第43条第2項 準用（第31条）	
20 緊急時等の対応	指定行動援護事業所の従業者は、現に指定行動援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	都条例155 第43条第2項 準用（第32条） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3 （17））	
21 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	指定行動援護事業者は、指定行動援護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	都条例155 第43条第2項 準用（第33条）	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
22 管理者およびサービス提供責任者の責務	<p>(1) 指定行動援護事業所の管理者は、当該指定行動援護事業所の従業者および業務の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業所の管理者は、当該指定行動援護事業所の従業者に、都条例155（指定障害福祉サービス条例）第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、18に規定する業務のほか、指定行動援護事業所に対する指定行動援護の利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第9条第1項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第9条第2項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第10条第1項）</p>	
23 運営規程	<p>指定行動援護事業者は、各指定行動援護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>(3) 営業日および営業時間</p> <p>(4) 指定行動援護の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額</p> <p>(5) 通常の事業の実施地域</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第11条）</p>	
24 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、利用者に対し、適切な指定行動援護を提供できるよう、各指定行動援護事業所において、当該指定行動援護事業所の従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、各指定行動援護事業所において、当該指定行動援護事業所の従業者によって指定行動援護を提供しているか。 指定行動援護事業所の従業者は雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定行動援護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第12条第1項） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（22） ①）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第12条第2項） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（22） ②）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第12条第3項） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（22） ③）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
25 業務継続計画の策定等	<p>(4) 指定行動援護事業者は、適切な指定行動援護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものまたは性的な言動により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(1) 指定行動援護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定行動援護の提供を継続的に行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第12条第4項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第12条の2第1項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第12条の2第2項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第12条の2第3項）</p>	
26 衛生管理等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の従業員の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。手指を洗淨するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所における感染症の発生またはまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症の予防およびまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会はテレビ装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業員に十分に周知すること。</p> <p>イ 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施すること。 また、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第34条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第34条第2項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（24） ①）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第34条第3項） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（24） ②）</p>	
27 掲示	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等（備え付けによる閲覧も可）しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第35条)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
28 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的で開催すること。なお、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>都条例155 第43条2項 準用（第35条の2第1項）</p> <p>都条例155 第43条2項 準用（第35条の2第2項）</p> <p>都条例155 第43条2項 準用（第35条の2第3項） 規則175第4条の3</p>	
29 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定行動援護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、管理者および従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、他の指定行動援護事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第36条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第36条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第36条第3項)</p>	
30 情報の提供等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定行動援護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、当該指定行動援護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第37条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第37条第2項)</p>	
31 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定行動援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第38条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第38条第2項)</p>	
32 苦情解決	<p>(1) 指定行動援護事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、（1）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第2項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
33 事故発生時の対応	(3) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定行動援護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第39条第3項)	
	(4) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは指定行動援護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第39条第4項)	
	(5) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、支援法第48条第1項の規定により都道府県知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定行動援護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事または区市町村長が行う調査に協力し、都道府県知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第39条第5項)	
	(6) 指定行動援護事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第39条第3～5項)	
	(7) 指定行動援護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあつせんにできる限り協力しているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第39条第6項)	
	(1) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故(誤嚥によるもの等) イ 入院を要した事故(持病による入院等は除く) ウ (イ以外の)医療機関での治療を要する負傷や疫病を伴う事故 エ 薬の誤与薬(誤与薬後、利用者の様子に変化がある場合は要報告) オ 無断外出 カ 感染症の集団感染 キ 送迎中の事故および送迎車両の車内への利用者の置き去り事故 ク 事件性のあるもの(職員による暴力事件、金銭横領等) ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの コ 施設運営上の事故の発生(不正会計処理、送迎中の交通事故等、個人情報の流出等) サ 区市町村に虐待通報をした案件(通報した内容等) シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの	都条例155 第43条第2項 準用(第40条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(30)) 令和8年4月30日付8福祉障施第298号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について(通知)」	
	(2) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第40条第2項)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
34 虐待等の禁止	<p>指定行動援護事業者は、虐待の発生および再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業者に十分に周知すること。 なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p> <p>イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例155 第43条2項 準用(第40条の2) 規則175第4条の4 令和8年4月30日付8福 祉障施第299号「施 設・事業所における 虐待防止体制の整備 の徹底について」(通 知)</p>	
35 会計の区分	<p>指定行動援護事業者は、各指定行動援護事業所において経理を区分するとともに、指定行動援護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第41条)</p>	
36 記録の整備	<p>(1) 指定行動援護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供に関する記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 11に規定する指定行動援護の提供に係る記録 イ 18に規定する行動援護計画 ウ 30に規定する苦情の内容等に係る記録 エ 21に規定する区市町村への通知に係る記録 オ 32に規定する身体的拘束等の記録</p>	<p>都条例155 第43条第2項 都条例155 第43条第2項 準用(第42条第2項)</p>	
37 その他	<p>(1) 送迎バス等一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所)ごとに、安全運転管理者の選定等を行っているか。</p>	<p>道路交通法第74条の3 道路交通法施行規則 第9条の9, 10</p>	
第5 届出等 1 変更の届出	<p>指定行動援護事業者は、支援法施行規則第34条の23第1項第1号に掲げる事項(支援法施行規則第34条の7第1項第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第5号から第7号までに掲げる事項)に変更があったときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>※ 指定行動援護事業者が変更の届出を要する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称および所在地 2 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 3 申請者の登記事項証明書または条例等 4 事業所の平面図 5 事業所の管理者およびサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所および経歴 6 運営規程 7 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項 	<p>支援法第46条第1項 支援法施行規則第34 条の23第1項第1号 支援法施行規則第34 条の7第1項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定行動援護事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所および施設の数が1以上20未満の指定事業者等 (ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所および施設の数20以上100未満の指定事業者等 (ア) 法令遵守責任者を選任しているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等 (ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、都知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。（指定事業所もしくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。）また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所および施設の数20以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>支援法第42条第3項 支援法第51条の2第1項 支援法規則第34条の27</p> <p>支援法第51条の2第2項 支援法規則第34条の28</p>	
第6 介護給付費の算定および取扱い		支援法第29条第3項	
1 基本事項	<p>(1) 指定行動援護に要する費用の額は、平18厚労告523の別表「介護給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平18厚労告539に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>※「単価適用の留意点」 行動援護で提供されるサービスは、その性格上、一般的に半日の範囲内にとどまると想定されているが、8時間以上実施されるような場合であっても、「7時間30分以上の場合」の単位を適用する。 また、行動援護は、主として日中に行われるサービスであることから、早朝・夜間・深夜の加算は算定されないので留意すること。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定行動援護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523の一 平18厚労告539</p> <p>障発1031001通知 第二の2(4)③</p> <p>平18厚労告523の二</p>	
2 行動援護サービス費	<p>(1) 行動援護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した行動援護計画に基づいて行われているか。 なお、行動援護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業員の種別についても記載しているか。 また、当初の行動援護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに行動援護計画の見直し、変更を行っているか。</p>	障発1031001通知 第二の2(4)②(二) 準用(第二の2(1)①)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(2) 次のアおよびイのいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、行動援護（当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を 予防または回避するために必要な援護等を言う。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（指定行動援護事業者）が当該事業を行う事業所に置かれる従業者（行動援護従業者）が行動援護に係る指定障害福祉サービス（指定行動援護）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア 区分3以上に該当していること。 イ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること</p> <p>※「所定単位数」の取扱いについて 行動援護従業者養成研修課程修了者または強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって、知的障害者、知的障害児または精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者が行動援護を行う場合に所定単位数を算定する。 ただし、令和3年3月31日において初任者研修課程の修了者等であって、知的障害者、知的障害児または精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては、令和9年3月31日までの間は、当該基準に適合するものとみなす。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、事前に利用者の行動特徴、日常生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを準備し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート等を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録しているか。 なお、指定行動援護は、知的障害または精神障害により行動上著しい困難があるものに対して、次のようなサービスを実施しているか。</p> <p>ア 予防的対応 (ア) 行動の予定が分からない等のため不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動に出ないよう、あらかじめ日常生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動が取れるよう理解させること。 (イ) 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知したうえで環境調整を行う等の予防的対応等を行うことなど。</p> <p>イ 制御的対応 (ア) 何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめること。 (イ) 危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめること。 (ウ) 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応</p> <p>ウ 身体介護的対応 (ア) 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応 (イ) 食事を摂る場合の食事介助 (ウ) 入浴および衣服の着脱介助など</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の1の注1</p> <p>平18厚労告543の12 準用(4)</p> <p>障発1031001通知 第二の2(4)④</p> <p>障発1031001通知 第二の2(4)②</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(4) 指定行動援護を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画および支援計画シート等(以下「行動援護計画等」という。)に位置付けられた内容の指定行動援護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 指定行動援護等の提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数で算定しているか。</p> <p>※「支援計画シート等未作成減算」の算定について 当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95になるものではないことに留意すること。 また、行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要であることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費を減算する。</p> <p>※「支援計画シート等未作成減算」の具体的取扱い 具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算する。 ア サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていない。 イ 支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。</p> <p>(6) 平18厚労告548の十一に定める者が、指定行動援護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の1の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第4の1の注2の2</p> <p>障発1031001通知 第二の2(4)⑤の(一) および(二)</p> <p>障発1031001通知 第二の2(4)⑤の(三)</p> <p>平18厚労告523 別表第4の1の注3</p>	
<p>3 2人の行動援護従業者により行った場合</p>	<p>平18厚労告546に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の行動援護従業者が1人の利用者に対して指定行動援護を行った場合に、それぞれの行動援護従業者が行う指定行動援護につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>※「こども家庭長官および厚生労働大臣が定める要件ならびに厚生労働大臣が定める要件」 (1) 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 (3) その他障害者等の状況等から判断して、(1)または(2)に準ずると認められる場合</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の1の注4 障発1031001通知 第二の2(4)⑥ 準用(第二の2(1)⑬ (一))</p> <p>平18厚労告546の1</p>	
<p>4 1日1回のみの算定</p>	<p>行動援護サービス費は、1日1回のみの算定となっているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の1の注5 障発1031001通知 第二の2(4)⑫(一)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
5 特定事業所加算	<p>別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準ならびに厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定行動援護事業所において、指定行動援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定できない。</p> <p>(1) 特定事業所加算(Ⅰ) 所定単位数の100分の20に相当する単位数</p> <p>(2) 特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p> <p>(3) 特定事業所加算(Ⅲ) 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p> <p>(4) 特定事業所加算(Ⅳ) 所定単位数の100分の5に相当する単位数</p> <p>※ 別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準ならびに厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 特定事業所加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 当該指定行動援護事業所の全ての行動援護従業者(登録型の行動援護従業者を含む。)に対し、行動援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施または実施を予定していること。</p> <p>また、当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、行動援護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。</p> <p>(イ) 次に掲げる基準に従い、指定行動援護が行われていること。</p> <p>(一) 利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達または当該指定行動援護事業所における行動援護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的(概ね1月に1回以上)に開催すること。</p> <p>当該会議は、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる行動援護従業者の全てが参加するものでなければならない。</p> <p>また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。なお、利用者に対して、原則として24時間365日のサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が行動援護従業者一人ひとりと個別に、または数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。</p> <p>当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、厚生労働省「福祉分野における個人情報に関するガイドライン」等に対応していること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の1の注6 障発1031001通知 第二の2(4)⑦ 準用(第二の2(1)の⑭)</p> <p>平18厚労告543の13</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(ニ) 指定行動援護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する行動援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する行動援護従業者から適宜報告を受けること。</p> <p>「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のADLや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 <p>「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。</p> <p>また、利用者に対して、原則として24時間365日サービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。</p> <p>なお、行動援護従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。</p> <p>(ウ) 当該指定行動援護事業所の全ての行動援護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。</p> <p>健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない行動援護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。</p> <p>なお、新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>(エ) 第4の23の(6)に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。</p> <p>「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先および対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。</p> <p>(オ) 当該指定行動援護事業所の新規に採用した全ての行動援護従業者に対し、熟練した行動援護従業者の同行による研修を実施していること。</p> <p>「熟練した行動援護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者またはサービス提供責任者と同等と認められる行動援護従業者（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある行動援護従業者）が、新規に採用した行動援護従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p> <p>(カ) 指定行動援護事業所のサービス提供責任者が行動計画、支援計画シートおよび支援手順書の作成および利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関と連絡および調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(キ) 当該指定行動援護事業所の行動援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者および1級課程修了者の占める割合が100分の50以上または前年度もしくは算定日が属する月の前3月間における指定行動援護のサービス提供時間のうち常勤の行動援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上またはサービス提供責任者のうち1名以上が中核的人材育成研修を修了したものであること。</p> <p>なお、介護福祉士、実務者研修修了者または介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得しているまたは研修の課程を修了している者とし、割合については、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。</p> <p>また、「常勤の行動援護従業者」とは、事業所で定めた勤務時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)の全てを勤務している行動援護従業者をいい、サービス提供時間に含まれる全ての常勤の行動援護従業者が対象となる。</p> <p>(ク) 当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士または5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者であること。</p> <p>「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得または研修修了前の従事期間も含めるものとする。</p> <p>(ケ) 第2の2の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所において、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置していること。</p> <p>(コ) 前年度または算定日が属する月の前3月間における指定行動援護の利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者および行動関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>なお、算定においては、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いるものとする。</p> <p>イ 特定事業所加算(Ⅱ) 行動援護事業所においては、アの(ア)から(カ)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(キ)または(ク)および(ケ)のいずれかに適合すること。</p> <p>ウ 特定事業所加算(Ⅲ) 行動援護事業所においては、アの(ア)から(カ)までおよび(コ)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>エ 特定事業所加算（Ⅳ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 （ア）アの（イ）から（オ）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>（イ）指定行動援護事業所の全てのサービス責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施または実施を予定していること。</p> <p>（ウ）指定障害福祉サービス基準第7条において準用する指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定行動援護事業所であって、同項の規定により配置されることとなっているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1名以上配置していること。</p> <p>（エ）前年度または算定日が属する月の前3か月における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分4以上である者および喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。</p>		
6 特別地域加算	<p>別に厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」）に居住している利用者に対して、指定行動援護事業所の行動援護従業者が指定行動援護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の1の注7 障発1031001通知 第二の2(4) ⑧ 準用(第二の2(1) ⑮)</p>	
7 緊急時対応加算	<p>利用者またはその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所のサービス提供責任者が行動援護計画等の変更を行い、当該指定行動援護事業所の行動援護従業者が当該利用者の行動援護計画等において計画的に訪問することとなっていない指定行動援護を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>なお、「緊急に行った場合」とは、行動援護計画に位置付けられていない行動援護を、利用者またはその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものとする。</p> <p>また、区市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられ、かつ、関係機関との連絡調整に従事する者を配置し都知事に届け出た指定行動援護事業所の場合、1回につき定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の1の注8 障発1031001通知 第二の2(4) ⑨ 準用(第二の2(1) ⑯) 平18厚労告523 別表第4の1の注9</p>	
8 情報公表未報告減算	<p>利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上未報告となっている場合、所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の1の注10</p>	
9 業務継続計画未策定減算	<p>感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の徹底を求める観点から、感染症または非常災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の1の注11</p>	
10 身体拘束廃止未実施減算	<p>やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合および身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合、所定単位数の100の1に相当する単位数を減算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の1の注12</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
11 虐待防止措置未実施減算	障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業者等に対して、基本報酬を所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第4の1の注13	
12 備考	利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間または障害児通所支援もしくは障害児入所支援を受けている間に、行動援護サービス費を算定していないか。	平18厚労告523 別表第4の1の注14	
13 初回加算	<p>指定行動援護事業所において、新規に行動援護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回の指定行動援護を行った日の属する月に指定行動援護を行った場合または当該指定行動援護事業所のその他の行動援護従業者が初回もしくは初回の指定行動援護を行った日の属する月に指定行動援護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>当該加算について、利用者が過去2月に、当該指定行動援護事業所から指定行動援護の提供を受けていない場合に算定しているか。 また、サービス提供責任者が、行動援護に同行した場合について、第4の11に基づき、同行訪問した旨を記録しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の2の注</p> <p>障発1301001通知 第二の2(4) ⑩ 準用(第二の2(1) ⑰)</p>	
14 利用者負担上限額管理加算	指定行動援護事業者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第4の3の注 障発1031001通知 第二の2(4) ⑪ 準用(第二の2(1) ⑱)	
15 喀痰吸引等支援体制加算	指定行動援護事業所において、社会福祉士および介護福祉法第2条第2項に規定する喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 5(1)の特定事業所加算(I)を算定している場合に、算定していないか。	平18厚労告523 別表第4の4の注	
16 行動障害支援指導連携加算	<p>支援計画シート等を作成した者が、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、当該サービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成する上での必要な指導および助言を行ったときは、指定重度訪問介護等に移行する日の属する月(翌月に移行することが確実に見込まれる場合であって、移行する日が翌月の初日等である時にあつては、移行する日が属する月の前月)につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p>※「行動障害支援指導連携加算」の取り扱いについて (1) 利用者の引継ぎを行う場合にあつては、「重訪対象拡大通知」を参照し行うこと。 (2) 当該加算については、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が作成者から、重度訪問介護計画を作成する上での指導および助言を受けるための行動援護利用者宅までの費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業者等のサービス提供責任者が同一の場合は、加算は算定できない。 なお、同一事業者であっても、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一でない場合、加算は算定できるものであること。 (3) 指定行動援護事業所等から指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者への支払いは、個々の契約によるものとする。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の4の2注</p> <p>障発1031001通知 第二の2(4) ⑬</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
17 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または区市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ア 第6の2から16までにより算定した単位数の1000分の411に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ 第6の2から16までにより算定した単位数の1000分の421に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ア 第6の2から16までにより算定した単位数の1000分の396に相当する単位数</p> <p>(4) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ 第6の2から16までにより算定した単位数の1000分の406に相当する単位数</p> <p>(5) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 第6の2から16までにより算定した単位数の1000分の341に相当する単位数</p> <p>(6) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 第6の2から16までにより算定した単位数の1000分の277に相当する単位数</p> <p>※ 別に定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 当該指定行動援護事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給または決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</p> <p>(二) 当該指定行動援護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士または保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験および技能を有する障害福祉人材と認められる者のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りではないこと。</p> <p>(イ) 当該指定行動援護事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定行動援護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(オ) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の5の注 障発1031001通知 第二の2(4) ⑭ 準用(第二の2(1) ⑳)</p> <p>平18厚労告543の14 準用(2)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(カ) 当該指定行動援護事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(キ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 福祉・介護職員の任用の際における職責または職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 福祉・介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ク) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）および当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ケ) (ク)の処遇改善等の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>(コ) 行動援護サービス費における特定事業所加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを届け出ていること。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの（ア）から（ケ）までに掲げる基準のいずれに、も適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アの（ア）の（一）および（イ）から（ク）までに掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>エ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） アの（ア）の（一）、（イ）から（カ）まで、（キ）の（一）から（四）までおよび（ク）に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		